

---

平成28年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成28年3月8日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成28年3月8日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第23号 第2次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定について
- 日程第3 議案第26号 うきは市デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第27号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第5 議案質疑(議案第20号、議案第21号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第34号、議案第38号、議案第43号、議案第4号、議案第12号から議案第19号)
- 日程第6 議案の委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第23号 第2次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定について
- 日程第3 議案第26号 うきは市デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第27号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第5 議案質疑(議案第20号、議案第21号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第34号、議案第38号、議案第43号、議案第4号、議案第12号から議案第19号)
- 日程第6 議案の委員会付託
- 

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鐘水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君

13番 三園三次郎君

14番 高山 敏枝君

15番 岩佐 達郎君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君

記録係長 浦 聖子君

記録係 伊藤 諒平君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			楠原 康成君
企画財政課長	金子 好治君	税務課長	宇野 弘君
徴収対策室長	段野 弘美君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			重富 孝治君
生涯学習課長	安元 正徳君	保健課長	増岡 寿君
福祉事務所長	秦 克之君	住環境建設課長	高瀬 智君
農林振興課長	熊谷 泰次君		
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君
総務法制係長	大石 恵二君	財政係長	高瀬 将嗣君

---

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。10番、諫山茂樹議員の発言を許します。10番、諫山茂樹議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 10番、諫山でございます。おはようございます。ただいま、議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして3つの質問をさせていただきます。なお、関連質問を用意しておりますので、答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

まず、1つ目でございますが、道の駅うきはの発展について質問いたします。

道の駅をこよなく愛する出荷者の1人として、さらなる発展を期待しておりますところですが、毎月開催される出荷者役員会で報告された内容を、地元役員の方から聞いた話と私のお荷物者としての直感を加味して判断すると、物産館の来館者数は昨年に比べて大幅に増加していると考えております。まだ年度途中であり、早過ぎますが、来館者数に比例して、当然、売上金額もふえ、収益の面でも良好な結果が得られるものと期待して質問いたします。

なお、全国で1,040駅にも発展した道の駅のさらなる発展を期して、道の駅を拠点に地域が活力を取り戻して雇用を創出して、社会的、経済的に発展させるように全国に35駅の重点道の駅を指定し、省庁の壁を超えて総合的に支援・育成する制度ができていますので、あわせて質問いたします。

まず、1つ目、道の駅うきはが、全国で数少ない、九州管内では3道の駅の名誉ある重点「道の駅」に選ばれ光栄でありますとともに、さらなる活性化に多大な期待をしております。重点「道の駅」に設定された主な機能は、地域の元気をつくる地域センター型であり、施策の全面展開を平成28年からとは承知しておりますが、地域の産業振興、地域福祉の向上、高度な防災機能の大きく3項目を掲げ、その整備内容に9件の具体的内容を決めて推進していると思います。この事業に向けた抱負と1月末現在の全体的な進捗状況と、課題があれば、その内容、そして対応策を伺いたい。なお、当初の計画からおくれているならば、その内容も伺いたいと。

2つ目、平成27年度はまだ終わっておりませんが、平成26年と27年の4月から12月までの来館者比較、つまり、レジ通過者と売上金額、できれば1人当たりの売り上げ単価並びにお買い上げ品数の比較を把握されていれば、お尋ねしたいと。

3つ目、待望の、売り上げの多いドル箱的存在の進物宅配所もようやくすぐれたデザインで完成しました。この完成を機に、物産館の表玄関の重要な場所にあったテントも撤去され、見ばえも一段と向上しましたので、新旧場所周辺のスペースの活用を総合して、どのような構想で販売施策に生かしていくと考えておられるか。現場——うきはの里の声を生かした所見を伺いたい。

4つ目、平成27年9月議会において8,162万8,000円を補正予算として計上して、土

地開発基金より一般会計に買い入れるということでありましたが、国土交通省に払い下げを予定していた土地の購入単価と国交省に払い下げした実績単価並びに払い下げした面積を尋ねる。

5つ目、市長が、観光コンシェルジュの辞令を受けた人間ロボットP e p p e rは、当市のおもてなし役として集客や話題づくりで観光振興に貢献するものと期待しております。どのような経緯で、どのような条件で導入されたのか、お尋ねしたい。加えて、リースなのか無料借用なのか、そこら辺もお尋ねしたい。

6つ目、大変お聞き苦しいこととは思いますが、出荷組合と、うきはの里との信頼関係、会社幹部と従業員間の人間関係などは、数年前は、決して良好とは言えないのではないかと外部の私たちがさえ感じておりました。現在は一変して総合力が前向きに発揮されていると思います。この件について、どのように把握され認識されているか、お尋ねしたい。

7つ目、特にトイレの整備、野外円形劇場の修復、高齢者農業支援のE Vネットワークづくりについて、今後の工程計画なり並びに課題、対応策を伺いたい。

8つ目、桃とピオーネを使った「うきはんカレー」は大変好評であります。行政と、うきはの里と協力して、うきはの果樹や野菜などの地域資源を確保する新商品開発にも、さらに積極的に挑戦されるよう強く求めるので、最新の動向と所見を伺いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、道の駅うきはのさらなる活性化について、8つの御質問をいただきました。

1点目が、重点「道の駅」に向ける抱負と現時点での進捗状況並びに課題についての御質問であります。議員御承知のとおり、道の駅うきはが今年の1月30日に重点「道の駅」に選定され、早いもので1年が経過をいたしました。この間、国土交通省福岡国道事務所とは毎月1回の定例協議を重ね、また、市役所内部でもプロジェクト会議を立ち上げ、毎月1回の情報交換を重ねるなど、積極的に取り組みを進めてきたところであります。

重点「道の駅」につきましては、E Vフル活用、攻めの福祉・復興拠点へのリノベーションを基本目標として、高齢者や女性が生き生きと働き、そして暮らす中山間地域を目指すものであり、地域センター型として取り組みを進めてきました。各関係部署においても、これらのことを踏まえ、可能性調査から実践に至るまで、さまざまな検討を積極的に行ってきたところであります。

現時点での進捗状況ということではありますが、E V充電施設は本年2月より稼働しておりますし、駐車場の拡幅工事やトイレの改修につきましても、今月末には完成の予定であります。また、集出荷体制等につきましては、うきはの里株式会社と運用の検討などを行っている状況であります。

重点「道の駅」うきはの機能整備につきましては、大きくは9つの事業を掲げ、取り組んできたところではありますが、そのうち6事業につきましては、実現のめどが立ったところでもあります。

今後の課題といたしましては、高齢者のデマンドタクシーや女性の6次産業推進のためのEVネットワークづくり等を実施することが上げられます。全ての事業を一度に実施することは難しい状況でありますので、平成28年度も引き続き検討を行い、計画的に着実な整備を行ってまいりたいと考えております。

2点目が、平成26年度と平成27年の来場者数及び売上総金額等についての御質問ですが、平成27年度につきましては、これは4月から12月まででございますが、レジ通過来場者が42万5,000人で、売上額は7億5,111万8,000円となっております。前年同期の平成26年の4月から12月についての来場者数並びに売上金額であります。レジ通過来場者は39万230人で、売上額については6億6,234万円であります。本年につきましては、前年比、来場者で約108.9%、売り上げで約113.4%の伸びを示しているところあります。また、1人当たりの購買単価は、平成27年度の上半期分では1,682円であり、前年の上半期と比較して103.1%の伸びとなっております。なお、ファストフードのほうでも、上半期の売り上げとしては、前年と比較しまして約113.3%の伸びとなっております。

3点目の御質問が、進物宅配所の活用についての御質問ですが、道の駅うきはではギフトコーナーと呼んでおりますが、進物宅配所もようやく稼働し、物産館の目の前にあったテントも撤去され、道の駅うきはの外観が刷新された状況となったところでもあります。

ギフトコーナーの活用については、現在はフルーツが中心となっておりますが、各種ギフト商品の展示を初め、うきは市内でつくられた、さまざまな商品のテスト販売等も今後検討していきたいと思っております。また、重点「道の駅」整備に係る事業の1つである週末マルシェ等も一緒になった販売戦略等も検討していきたいと考えております。また、周辺のスペースと物産館との動線も考え、より円滑なものとなるよう検討してまいりたいと思っております。

4点目が、国土交通省に払い下げた土地についての御質問ですが、うきは市土地開発基金による土地購入単価ですが、用地単価としては、該当箇所の西側の土地でございますけれども、1平米当たり3,500円となります。また、物件補償等もありますので、これも含めた購入単価は1平米当たり4,245円となっております。この土地について、国土交通省へ払い下げを行った際の実績単価については、1平米当たり4,300円となっております。また、払い下げ面積は4,512.55平米となっております。

5点目が、接客ロボットのPepperについての御質問ですが、うきは市では観光コンシェルジュと呼んでおりますが、Pepperにつきましては、うきは市に協賛いただいた企業から5年間の無償貸与を受けております。企業名につきましては公表を控えてほしいとの要望

がされておりますので、現時点では申し上げることができない点、御了承をいただければと思います。また、利用に当たっての制約条件等については、P e p p e r を移動等する場合、これに伴う故障等に関しまして、うきは市のほうで保険に加入している程度であり、大きな制約等はございません。

6点目の、道の駅うきは関係者の信頼関係についての御質問であります。出荷組合と、うきはの里株式会社の関係に係る問題や懸案事項等の報告は、市のほうにはあっておりません。定期的に会社側と出荷組合の代表者による話し合い等も行われており、健全な信頼関係にあるものと考えております。また、従業員間の人間関係につきましても、今のところ苦情や相談も受けておりませんので、大きな問題はないと思っております。

7点目が、トイレの整備、野外円形劇場修復、高齢農業者支援E Vネットワークづくり等についての御質問であります。まず、E Vネットワークづくりに関連する重点施設については、本年の2月より稼働を開始し、現在既に活用されております。E Vを活用したネットワークづくりに関しては、まずは小塩地区に的を絞って集出荷体制を検討していきたいと考えております。ただ、まだ運用方法等の詰めができておらず、今すぐ実行に移すことはできませんが、今後、うきはの里株式会社とも協議を重ね、実現に向けて努力したいと考えております。

次に、トイレの整備に関しては、本年3月末には完成予定であり、近隣の道の駅には見られないような立派なトイレとしてリニューアルされる予定であります。また、野外円形劇場の修復であります。円形劇場の北側に当たる部分は石積みで修復されており、全体の修復と利活用の検討については、平成28年度から平成29年度にかけて取り組む方向で計画を進めているところであります。

最後、8点目の、新商品の開発についての御質問であります。このことについては、平成26年度に桃とピオーネを使ったカレーを開発したところでありますが、平成27年度は第2弾として梨と柿を使ってのパスタソースの開発を行っているところであります。いずれも、うきは市の誇るフルーツを有効に利用したいと考えての開発であり、道の駅の名物となるよう取り組んでまいります。現在、開発を行っているパスタソースにつきましては、ほぼ完成間近となっており、道の駅の開業記念イベント等にあわせて新商品の紹介も行っていきたいと考えております。

また、重点「道の駅」うきはに係る機能整備の一環として、農産品加工施設を整備する計画もあり、各種補助事業の導入も含め、今後、検討していく必要があると考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 的を射た、大体答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、関連の質問であります。これだけ多くの業務が錯綜しているプロジェクトでありますので、しかも、関係する省庁が入りまじっているというような状況でございますので、工期

の執行目標計画どおりに達成する、そのためには、しっかりした管理体制と強靱な精神、卓越したリーダーシップを持った管理者というのが不可欠というふうに思いますので、今後の管理体制の方向性と意気込みと申しますか、そういうところをどういう体制で管理していきたい、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、今、全国で道の駅が1,079カ所あります。その中で35カ所の重点「道の駅」に、このうきは市が選ばれました。本当に光栄なことであります。この選定を受けたことに応えるべく、重点「道の駅」にふさわしい機能強化を図ってまいりたいと思っております。そのためには、議員御指摘のように、目標を持って、しっかりした取り組みが必要であります。先ほどから答弁させていただいてますように、庁内におきましてもプロジェクトチームを設置しておりますので、そこで一体となって進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） ぜひ、しっかりした管理体制で臨んでいただきたいと。特に、申すまでもなくPDCAをしっかり活用していただき、また、工期の管理にしましては、工程会議なり工程管理というものを徹底していただきたいと。大事なときには、市長または副市長あたりがチェック、検証には入っていただきたいと。そして、素早くアクションを起こしていただきたいというふうに思っておるところでございます。

そういうことで、チェック、検証にはどういうメンバーで臨もうと考えているか。定期的なですね。そして、頻度はどのくらいかというのをちょっと1つだけ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今回のチェック体制ですけれども、市長のほうの答弁で申し上げましたプロジェクトチームをつくって対応を図っていくという中で、まずはそのプロジェクトチームの中で検証を含め、そして、その関係者——今回、重点「道の駅」の関係で、各省庁ですね、国土交通省を初め、かかわっていただいておりますので、その外部の目もしっかり入れて検証し、そして円滑な事業の推進を行っていききたいというふうに考えております。

ただ、いわゆる今、定期的に月一で定例協議を持っておりますけれども、これに加えて、どういう形でPDCAを入れ込んでいくか、特別にまたその会議を開催するか、このあたりの具体的な部分に関しては、これから、所管である、うきはブランド推進課の中でも含めて検討をして、そして円滑に進めていくということで対応を図りたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） やっぱり第三者の目で見るということも大事だと思います。よろしくお願ひしたい。

それから、ことしの売り上げも113%というような高い売り上げが上がっておりまして、評価したいというふうに思います。1人当たりの売り上げですね、単価も、それも上がっているようです。こういうことは、やっぱり販売担当者の熱意とテクニックというもののたまものだというふうに敬意を表している次第でございます。とともに、出荷者の協力でもあります。必要であります、卓越した、うきは市の社長の手腕、これも大事なこと。駅長の協力、尽力のたまものだというふうに思っています。

セールスマンとしては、商品知識というのが非常に命でありますので、大切なお客様に直接接する販売担当者に対して、接客マナーとか、そういう商品知識、人材教育に力を入れていただきたいんですが、現在どのようになされているかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 接客マナーとの関係につきましては、一応、道の駅うきはのほうで大体、研修等も毎年行っております。さらには、やっぱり販売知識と、一番重要なところかと思ひますが、道の駅うきはのほうでは毎月1回、従業員の全体での会議、やっぱりそういったことを行いながら情報提供を、それぞれがやっぱり同じような情報でできるように、そういった打合会も行っておるといふふうに報告を受けております。

さらには、道の駅うきはの中のほうで野菜ソムリエといふふうな、いろんな資格を取る部分があります。そういった部分についても、うきはの里株式会社としては、個人がそういう部分で資格を取るということで、試験等、若干経費がかかりますけど、そういった部分については補助を出すとか、やっぱりそういった部分を積極的にうきはの里株式会社としても、本人がそういうやる気さえ出せば、それに対して若干の支援をしているといふふうなことも報告を受けておりますので、そういったことで、できるだけ接客が十分に行き届くということに努めておるところであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 後で聞こうと思ったんですが、あそこの中に食育ソムリエ認定書とか食の検定書とありますので、どういうものかなといふことでお聞きしようかと思ったんで



すが、自己啓発の一環として取られているということ、大事なことだというふうに思います。

それでは、進物宅配所ですね、これ、今からでも結構なんですけれども、10メートルぐらい離れているんですね、物産館から。ですから、雨じまいといいますか、雨対策なり、通路側の雨対策とか、そういうのは、もうちょっと模様を見てからでも結構ですから、ひとつ考慮してどうか検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 確かに建物の間に空間があることになっております。これは消防法の規制によりまして——木造の関係でありまして、新たにそういった建築物をずる場合には6メートル以上離さなければならないというふうな消防法の関係での指導もあっておりますので、そういった分で今、あそこが若干空間あって、広がったような状況になっております。

先ほど市長の答弁にもありましたように、ギフトコーナーと物産館、これの動線、やっぱりそういう部分については、今後、十分に検討を重ねながら、いかにギフトコーナーのほうにもお客さんを導いていくか、そのために、今、御指摘の、やっぱり雨が降ったときの対策とか、そういったことにも今後、十分うきはの里株式会社の方と協議を重ねながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） もう一つですが、平成26年9月の質問の答弁から、この工期が約1年間ぐらいおけているんですね。私、常に申しますことですが、反省から学ぶことが大切でありますので、おくれた理由はいろいろあると思えますけれども、何か大きい原因が何だったのかというのをちょっとお尋ねしたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） おくれた原因の一番大きな原因といたしましては、1回、設計のほうで設計をしまして、それで入札のほうを図りましたけど、やっぱりその当時、非常に建設物の単価の変動が激しくて、設計して発注する、その間に若干時間がかかったのもあるかと思いますが、入札は辞退というふうなことで、全社辞退というふうな状況もありまして、もう一回設計の見直しをやらなければ、これはどうしても対応できないというふうなこともござ

いまして、再度、建設課等にもお願いをしまして設計の見直しを図ったというふうなところで、ちょっとそこが二度やり直すような形になりましたものですから、そういった関係で工事がおこなわれてきたと。

それと、あと、実際工事に入る際にも、道の駅にお客さんが来場しているときにはなかなか工事に着工できないという部分で、若干、冬場のほうに向けての工事というところにもありましたので、一番時期がちょっと落ちついた12月過ぎぐらいからの具体的な工事というふうな形で、そういった部分もございまして、当初計画よりおこなわれてきたというふうな状況があります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 今、課長から答弁をいただきましたが、わかるのはわかるんですが、苦言を呈したいと思うんですけども、そういうことは事前に想定できるようなことなんです、ほとんどが。ですから、工程計画を立てたら早目早目に手を打って、そういう問題が起きないように今後進めていただきたいというふうに思います。

それから、土地の売買の件でございしますが、これ、ある程度、採算の合うような金額で売っていただいたということは評価したいと思います。4,500を売買して、残りはまたございしますので、そこは特別な形状でありますので一般の人にはなかなか売りにくいから、できれば国土交通省に買っていただくような手を打てないだろうかというふうに思います。駐車場の土地ですね。御答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁をさせていただきましたように、今、うきは市土地開発基金が有している土地というのは大きく3カ所に分散されておりまして、西側の斜面部分——今、駐車場で整備している部分と、同じ西側の中でも南寄りの国道に面している部分、そして東側の家宝館の真裏に少しだけの土地があって、その3カ所の土地、全体で1万3,297.93平米というのが、基金が所有している土地、それを一般会計で借り入れるということで、補正でお認めいただいたところであります。その西側の斜面上の一部分について、先ほどから答弁させていただいたように、国土交通省のほうで買い上げていただいたということであります。

御指摘のように、西側部分、斜面部分についても、まだ多くの土地が残っておりますが、私としては、ぜひ国土交通省に買い上げていただきたいと、こういう思いであります。まだ来年度の予算、国会で審議中でありますので、国のほうで予算が成立したならば、また踏み込んだ御答弁ができるのではないかと、このように思っています。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、人間ロボットP e p p e rの件であります。どこからお借りしているかというのは、これはもう聞かないことにしますけれども、大変好評だと思えますし、私やっぱり、せっかくあれだけ立派なロボット、非常に人気がありますので、物産館の、もうちょっと目立つところに置いて活躍させたいなど。何か制約条件があってできないのあればしようがないけれども、可能であれば、そういうふうにしていただきたい。ロボットは少々労働を強くしていただいて、仕事させても文句は言わないし、給料をあげる必要もございませんので、有効活用をしたいというふうに思っております。

一般価格も19万8,000円ぐらいで来るんですよ。らしいんですよ。販売しているそうです。もちろん、それにインプットする料金なんかは幾らか要りますが。ですから、費用対効果がこれよりも上回るようなお仕事をやらしてもらえればいいわけでありますので、そういう点も一応、頭の中に入れていただきたいと。そういうことで、もうちょっと有効活用ができないだろうか。

私、心配しとったんですが、保険に入るとるかなというふうに思っておったんですが、保険には入っておられるということでありますので安心しました。そのロボットの件について、ちょっと有効活用ができるのか、ほかのところ。イベントなんかでもですね。そして、活用できなければ、何か検討できないのかなということをおつたんですが、

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） P e p p e rの件ですけども、先ほど市長のほうからも答弁いたしましたけども、利用に当たっての特段大きな制約はないという形です。ただ、初めて導入するということもありましたので、常に人が管理できる、そして、あとは夜の保管場所というようなことも勘案して、うきはの里株式会社が所管している部分ではない、国土交通省が所管している、いわゆる情報センターの中の観光案内所にP e p p e rを配置するというようなことで進めたということがございます。

制約といいますと、雨に濡らしてはいけないということは注意を受けておりますので、例えばイベントなんかで外に出すというようなことも可能ですし、今後、お客様の状況も勘案しながら有効に活用できる対応を図っていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 有効活用できるわけですね。ぜひ有効活用していただきたいと。

それから、もう一つ、最後に1つだけお尋ねしたいんですが、野外劇場の件でありますけれども、これ、史跡として残すのか、それとも、これを活用できるような整備をしていただけるのか。

私、思うに、やっぱり歴史的価値を発信できるようなものを希望したいと。

と申しますのが、地元の方々も今、非公式にいろいろ雑談でも話しとるんですが、ぜひ、それを活用したいなというような話も耳にしておりますので、やっぱり地元と行政と一体となって、そこら辺の思いを物にしていっていただきたい。そして、たまにはそこでコンサートなり、そういうものができるような活用、そして観光の名所にも使いたいなというふうに思っておりますが、市長、いかがでございましょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 農民劇場跡地——野外円形劇場跡地は、貴重なうきは市の文化遺産でありますので、しっかり保存をしながら、どう活用するかという視点でしっかり整備していきたいと、このように思ってます。できれば、うきはが誇る大きな偉人であります安元知之先生、来年の1月が没後90年という大きな節目になっておりますので、そういうこともらみながら、しっかり対応していきたいと、このように思ってます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 前向きの答弁ありがとうございました。ぜひ有効活用なり、また、単なる遺跡とか史跡にとどまらず、何とか活用できるような方法の取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に入りたいと思います。

次、2点目ではありますが、空き家対策についてを質問いたします。

空家対策特別措置法が平成27年5月26日に全面施行されました。主な内容は、危険な状態の空き家を自治体が「特定空家」に指定し、所有者に対し、市町村が修繕や撤去を勧告、命令できるようになりました。応じないときは行政代執行も可能となっております。税制の面でも、固定資産税の軽減措置も変更になりました。全面施行までは、人口減少や過疎化の進展で増加傾向にある空き家が放置され、社会問題になっていましたが、今後は老朽化による安全面、放火などの防災面、衛生面、景観などに多大な影響を及ぼす空き家の所有者に対し、市町村が撤去や修繕を命令できる法律であると認識しており、空き家を減らし、老朽化した空き家の出ない取り組みに拍車がかかるものと期待して質問いたします。

1つ目、総務省が5年ごとに行っている住宅土地統計調査によりますと、2013年の全国空き家数は819万5,600戸で、その年までの20年間で1.8倍にふえたと。九州7県の2013年の数は88万8,100戸と、ふえ続けているそうであります。当市においても空き家の実態調査を実施し、データベース化されているかどうかをお尋ねしたい。なお、倒壊する危険性、防災、衛生、治安などで迷惑施設となっている情報を入手していれば、お尋ねしたい。その中で特定空家の分類などもできているのかどうか、お聞きしたい。

それから、2つ目ですが、平成27年5月26日に全面施行され、既に9カ月が経過しているわけですが、空家対策特別措置法を生かした空き家対策に対し、どのような総合的取り組みを実施しているのか。加えて、今後の取り組み計画について明確な答弁を求めます。

3つ目、市民からの苦情や自主的な調査によってつかんだ資料をデータベース化して、空き家の管理や撤去、修繕の勧告などをどのように実施されているのか、その実績並びに今後の計画を伺いたい。

4つ目、自治体として空家対策特別措置法を有効に活用して、高齢化や人口減などの社会環境変化に即応して、空き家が出ない施策、空き家が出ても有効に活用する施策、空き家活用のめどがつかず、老朽化した空き家に対する対策に分類して、それぞれ連携しながら総合的な施策の構築、実践が不可欠と考えるので、3項目それぞれについて取り組み状況と今後の計画をお尋ねしたいと。これが1回目の質問でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 空き家対策について、4点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、空き家のデータベース化及び特定空家の分類についての御質問であります。平成25年度の住宅土地統計調査によりますと、うきは市における空き家の数は推計で約760戸と見られ、その後も増加しているものと予想されます。うきは市におきましては、空き家の実態調査を平成28年度に実施することとしており、その成果を踏まえてデータベース化を図ることとしております。また、その中で把握した空き家を、空家等対策の推進に関する特別措置法で定められている特定空家等の判断基準に照らして、特定空家として分類していくこととしております。

2点目が、空き家対策の総合的な取り組みについての御質問であります。空き家対策につきましては、空き家の実態調査を踏まえて、うきは市空き家対策計画を策定し、その計画に沿って事業に取り組むこととなっており、その上で社会資本整備総合交付金による空き家再生等推進事業補助金や特別交付税措置による空き家対策に要する経費等の支援を受けることができることとなっております。

当市におきましては、計画策定に向けて、先ほども申し上げたように平成28年度に空き家の実態調査を行うこととしております。これに向け、平成28年2月3日に第1回空き家対策協議会を開催し、空き家対策の課題等の御意見をいただいたところであり、今後も計画策定について協議を重ねていき、総合的な空き家対策に努めてまいります。

3点目ですが、市民からの相談等を生かした取り組み状況についての御質問でありました。平成27年5月の空家等対策の推進に関する特別措置法の完全施行後、市民より相談のあった空き家につきましては、職員が現地調査を行い、所有者または管理人を調べて判明できた範囲

で、空き家及び敷地の適正な管理について、文書によりお願いをしていたところであります。しかしながら、所有者が判明できないもの、文書を送付しても何も返答がないケースもあり、その対応に苦慮しているところであります。

先月の29日現在、市民の皆さんから24件の空き家に関する相談があつておりますが、これらにつきましては、調査した内容をストックし、今後の空き家対策計画に活用することとしております。

4点目が、総合的な施策対応と今後の計画についての御質問であります。利活用可能な空き家は、住宅や店舗あるいは福祉施設等へと有効に活用することが1軒でも空き家を減少させることにつながります。

うきは市におきましては、平成25年度から空き家バンクや空き家リフォーム事業助成制度に取り組んでおり、引き続き、事業の拡充に取り組む必要があります。また、危険な空き家につきましては、取り壊しや部分的な改修等をお願いし、防災、衛生、景観等、市民の生活環境への影響が少しでも軽減できるよう対応を図ることが重要であります。また、特定空家として認定し、改善が見られない空き家については、固定資産税の減免解除を行うこととなります。

今後、うきは市空き家対策計画の策定を通じ、新規施策の創設等、国、県の指導もいただきながら、円滑な空き家対策に努めてまいり所存であります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 本格的には平成28年度からということのようでございます。まだまだ順調には進んでなく、このままでは市民生活に支障を来すというおそれがありましたので質問していくわけでございます。28年にデータベース化するという事はわかりました。

空き家に関する固定資産税優遇制度の変更とか危険空き家の連絡体制、その他、新法律に対応した施策や情報を市民や空き家所有者に対し、どのように周知されているか。もう既に5月からですから、半年以上経過しておりますので、どうされたのか。また、今後の計画を伺いたい。答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 空き家の状況を市民の皆さんにわかりやすく公表していくという中で、まず、個別の案件でございますけれども、住民の方から、あそこの空き家がちょっと危ないので相談に乗ってくれという電話は、この法律ができてからふえておるところでございます。

その中で、現在まで市民の方から空き家の相談があつたのは24件ございます。その中で、所有者または管理者が判明したのが13件、その13件に対して何らかの市の対応というところで

文書を発送しております。文書を発送しまして、取り壊していただいたのは1件、あとは樹木を伐採したりとか、ちょっと見えやすくしたということで対応は3件というふうになっております。

空き家対策の全体的な広報については、今、空き家の委員会をつくって、その中で空き家計画ができた段階で皆さんに周知して、こういう形で計画ができましたという形と、それから、あわせて空き家の利活用ですね、先ほど申しましたリフォームとか、それから空き家バンクの制度等についても周知をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 事実、とにかく困った空き家があっても、どこの誰に連絡していいかわからないという状況であります。事実、私にも相談がありましたけれども、まだまだ、もし空き家があったら、どこの部署に連絡して、どこに相談すればいいかというようなことも、ぜひ周知していただきたいというふうに思います。そういうことで質問したわけでございますので、よろしく願います。時間がございませんので、答弁は結構でございます。

それから、空きを出さない施策の関連質問であります。空きを出さない、これ、定住促進なんかにも関係ありますけれども、県外からの移住者、Uターン移住者に資金面で支援しようとする狙い、これ、地元銀行では移住者優遇ローンとかいうのを設けているようでございます。これは筑邦銀行とかですね。自治体によっては子育て世帯の優遇措置、当市も実施中ではありますが、空き家リフォームの半額助成とか、いろいろやっております。

福井市では、県の多世帯同居、近居住まい事業に加え、補助額を加算する移住促進の助成とか、近くでは久留米市が多世帯と同居、同居しやすい優遇制度や市外からの転入世帯に特定奨励金などを検討中とか、近くでは大川市では、奨学金をつくって、市長が会長になって、大学、専門学校生対象に3年間市内に住めば返還免除するというような制度も設けておりますとか、新婚世帯に1万5,000円ぐらいの補助金を出すとか、いろいろやっております。それから、八女市では路線バスの定期券の優遇措置とか、いろいろやっておりますが、何かうきは市特有の施策を考えているのがあれば、お伺いしたいというふうに思いますが、今からでも結構です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 御質問の趣旨は、Uターンと、それから空き家の利活用という2つの部分を生かしていくということの施策なりに対して、市の補助ができないかというところでございます。

済みません、結論から申しますと、今のところ検討していないというところでございますが、

今後、やはり空き家も、空き家の登録数というのがどうしても進んでおりません。というのが、やはり所有者がわからないとか、一番問題になるのは、そういう所有者がわからない、それから古いとかある中で、その中でも、先ほども申したとおり、空き家バンク等々の制度を生かしていくというところで、受け入れる空き家と、それから来る人たちに対する優遇措置というのは非常に大切なことだと思っておりますので、今後、うちだけじゃなくて、福祉、それから子育て、それから生保等々を含めて、市が横断的に検討していく必要があるということで考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 空き家の有効活用について、じゃあ、お伺いしたいと思うんですが、空き家バンク制度、これは、うきは市もやっております。なかなか大変だというふうに聞いております。

ここで問題点なり対応策など聞こうかとは思ったんですが、その前に、大分県の宇佐市院内町、御存じと思いますが、運営をNPO法人に年間90万円で委託しておると。そして、2007年度からこれまでに134世帯の移住を成功させたということだそうであります。また、山口県の旧阿東町ですか、住民がボランティアで空き家対策に協力しておると。2008年度から2013年度までには40世帯の移住計画をされたと。非常に成果が上がっているんですが、こういう好調な自治体では、住民と不動産業者と自治体が緊密に連携して情報交換をしながら進めているということでもあります。

そういう点について、今から結構ですけれども、自治協議会と連携しながら進めるとか、いろいろあると思いますが、今後の取り組みの計画なり、話せる範囲内で結構ですので、お伺いしたいと。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、先進事例の御紹介をいただきました。ありがとうございます。

先ほど住環境建設課長の答弁もありましたように、うきは市も空き家バンク制度を創設して取り組みをしておりますし、また、空き家リフォーム事業助成制度もいち早く導入して、他市町村に負けないような取り組みはしてきたものと、このように考えております。また、今回、補正予算を提案させていただいておりますが、その中にも一部取り組み状況がありますので、こちらについては、企画財政課長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 3月の補正予算に上げておりますけれども、新たな事業といたしまして、新婚世帯の方が住居を見つけるといいますか、所有する場合に、最大、上限で18万円の補助をする制度を補正予算に上げておるところでございます。



この事業につきましては、今、国の補正のほうに申請中でございます。結果がわかるのが3月末になります。一応そういった形で新たな、これは市内、市外含めて新婚世帯で年収300万円以下の方が住宅を取得する場合に、引っ越し費用とか、そういったものを助成するというので今、補正に上げておるところでございます。参考例ということで申し上げます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 新婚世帯に1万5,000円やるとか、いろいろ各自治体もやっておるのでございますので、期待しております。

参考までですが——いいですか、人口増、定住促進の一環として、柳川市では特典つきで分譲住宅、市の所有の土地を分譲すると。安く購入させるようにですね。そのかわり条件つきであります。そういう施策もやっているようでございます。

それはいいですが、うきは市も所有者に適正な管理を義務づける条例が必要になってきているんじゃないんだろうかというふうに私は思うんですけども、その条例制定について提案したいんですが、市長のお考えをお聞きしたいと。まだ早いのか、考えているのか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますように、この空き家対策の問題というのは重要な課題だと認識しております。議員も御指摘されているように、この空き家を、利活用できる空き家と、そして適正な管理を促す空き家と、これをしっかり分けて、両輪で対応することが必要でありますので、まずは来年度、計画策定を進めようとしてますので、そういうことを見ながら、総合的にまた取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 条例制定は時期尚早という御答弁でございますか。早急にやる考えなのか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まだ、計画をしっかりと策定して、課題をしっかりと浮き彫りにして、総合的な対策を構築してからの条例制定ということになりますので、現時点でちょっと条例まで考えは持っておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） はい、わかりました。

それから、市の人口減少とか、それに関連する移住・定住促進とか大いに関係あるんですけども、結びとして1つ提案をしたいのでありますが、真剣に検討をしていただきたいんですが、大変厳しい財政状況でありますので、安易に職員をふやしてくれとか、そういうことは、私、申

したくはございませんけれども、総合的に勘案し、職員の効率化をやりながら、安易に絶対数をふやすんじゃないくて、そこら辺のやりくりで工夫して、総合的に勘案しまして、空き家対策とか人口減少対策に大きく関連する移住・定住促進とか子育て改善などは非常に重要な課題でございますので、単に住環境建設課だけに任せるんじゃないくて、そういう施策にとどまらず、教育、福祉、就労、起業、交通利便性など総合的に広範囲な取り組みが必要であると思いますので、専門的な係をそろそろ設置する組織づくりというのも必要になってきている時期ではないだろうかというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 定住促進を含めた地方創生というのは待ったなしの課題だと、こう思っていますが、組織に関しましては、うきは市が抱えている全ての部署が地方創生担当部署であります。全ての部署に係る課題でございますので、ここはしっかり連絡調整を密にして、総合力で対応していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。3項目、ふるさと納税もありますので。

○議員（10番 諫山 茂樹君） いや、それはちょっと次の機会にさせていただきます。ちょっと中途半端でやめるわけにいきませんので、これまで徹底させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

一応参考までですが、先ほどの条例制定しているところは、筑後市それから八女市が制定しているようでございます。これは参考まででございます。それから、係を持っているところというのが、筑後市は平成24年4月に、八女市が平成27年4月に専門的な係を持っている。それから、久留米市も移住定住促進センターというのを新設して情報発信、総合的な取り組みをやっているようでございます。

以上で質問を終わるんですけど、申しわけございません、ちょっとこちらに時間をとり過ぎまして、ふるさと納税について、せっかく通告しておりましたが、途中でやめるのは失礼だというふうに思いますので、6月議会でしっかりと質疑、質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、10番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで、報告しておきます。副市長が所用のため、途中で退席されるという申し出がっておりますので報告をしておきます。

次に、13番、三園三次郎議員の発言を許します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、平成28年度総合戦略予算及び決算審査での指摘事項、第2点は、上水道事業の給水区域や経常収支、水源等の設定、

以上の2点について高木市長に質問をいたします。

まず、第1点の、平成28年度予算編成及び決算審査での指摘事項については前回の定例会でも質問いたしましたが、時間切れのために再質問ができませんでしたので、本日、改めて質問をさせていただきます。

地方創生法に基づき、まち・ひと・しごと創生のための地方版総合戦略——うきは市ルネッサンス戦略が昨年9月議会で可決されましたが、計画期間は平成31年度までの5年間であり、地方創生関連事業に取り組む自治体に対し、平成27年度交付金235億9,368万9,000円が配分されましたが、うきは市の地理的環境分析に基づく農業戦略事業が見事に採択をされて3,000万円が交付されました。地方創生の地方戦略の事業は第2年度を迎えますが、この戦略の目的を達成するためには、当然、予算が必要であります。地方交付税の普通交付税は、前年度比では1億6,400万円が減額となり、市税収入では大都市に比較すれば増加率は低調で、わずかに1,651万円にすぎません。限られた財源を有効に活用するためには、地方自治法第2条には、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければなりませんと規定されており、事業の徹底した見直しによる経費の削減が欠かせません。

そこで、平成28年度の総合戦略の予算及び決算審査での指摘事項について、次の4項目について質問をいたします。

まず、1番目、地方創生総合戦略の目標が示され、第2年度を迎えますが、これが実践のためには当然、予算が必要となるが、どのように配分されてあるのか。

2番目に、監査委員からは、事業の必要性や予算執行の適正に関し指摘をいただいたと答弁されましたが、経営効率や無駄な支出等に関する指摘はなかったのかどうか。

3番目に、経常経費の需用費、補助費など経費削減の見直しを提案しましたが、28年度予算では、どのように改革または削減、改善がされたのか。

それから、4番目に、以前、新聞に市町村別非正規職員数が公表され、福岡県下28市のうち、第2位の採用率でありましたが、新年度の採用率はどうなっているのか。

以上、4項目について高木市長の答弁を求めますが、一般質問は時間が限られてありますので、簡潔に答弁をお願いします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、平成28年度の総合戦略の予算及び決算審査での指摘事項について、4点御質問をいただきました。

1点目の、地方創生に係る予算対応についての御質問であります。昨年9月議会において、本市の地方版総合戦略である、うきは市ルネッサンス戦略の御承認をいただきました。御指摘の

ように、平成28年度は、その実行の年の2年目を迎えることとなります。

平成28年の当初予算は骨格予算としておりますが、地方創生新型交付金の申請が5月ごろに予定されている関係から、新型交付金——これは、正式名称は地方創生推進交付金と称してませんが、の対象事業の候補となるルネッサンス戦略事業について、当初から計上させていただいたところがございます。

主な事業を申し上げますと、うきはっ子夢・学力向上プロジェクトの分野で、ICT教育の充実予算として、モデル校2校へのタブレット教育の導入等経費に1,665万6,000円、また、同プロジェクトの教育環境整備の分野で、中学校の空調設備設置工事関係費として8,644万円、地理的環境分析に基づく農業等の戦略的ブランド化プロジェクトの分野で、地下水保全有効利用施策検討委託料として560万6,000円、子は地域の宝プロジェクトの分野で、子育て関連医療の支援策として、小学生以下の通院及び入院、中学生の入院に対する助成を拡大する経費として2,469万9,000円、市民総出の健康増進プロジェクトの分野で、特定健診の健診項目に新たな心電図検査費用387万2,000円を追加いたしました。また、健康うきはプレミアムプロジェクトの分野で、介護予防のためのフィジカルヘルス向上のための指導用DVD作成経費として416万9,000円、個性ある地域・人づくりプロジェクトの分野で、文化的景観計画策定費用503万4,000円、うきはの“農業・林業”拡大プロジェクトの分野で木質バイオマス資源の持続的活用調査委託料として300万円、うきはの“しごと”拡大プロジェクトの分野で、創業支援関係事業に1,016万1,000円、同プロジェクトで、女性の起業・創業支援講座開設等費用155万5,000円等を計上しております。総額で約1億7,100万円程度になるところでございます。

2点目の、監査委員からの御指摘についての御質問であります。昨年の12月議会で三園議員から同様の御質問をいただいた件の回答に対する御質問と理解をいたします。監査委員からは、経営効率や予算執行に関して無駄な支出等があったという指摘はございませんでした。

監査委員からの意見としては、決算審査意見書の中で、市税の収納率の向上に関し、新たな滞納を発生させないよう、初期段階で未納者への督促や納付指導の徹底など収入未済額の発生を防ぎ、不納欠損に至らない対策に努めること、また、市有施設に関し、公共施設の効率的な運営や有効活用が求められる中、統廃合した保育所などの遊休施設並びに小・中学校施設の老朽化が進むにつれ、修繕などの多額の費用が予想されるため、長期的な視点を持って、更新、統廃合などの維持管理していくための有効な活用を検討することについて御指摘をいただいているところがございます。これらの御指摘に対しては、適切に対処してまいりたいと考えております。

3点目が、経常経費の見直し改善についての御質問であります。昨年の9月議会の決算特別委員会で三園議員からいただいております御指摘であると認識をしております。

まず、需用費につきましては、平成28年度の予算編成方針の中で、特に見直しを行い、削減を図ることで編成を行ったところでございます。当初予算査定においては、需用費関係予算の中身を深く吟味し、原則として前年度を上限として必要な需用費についてのみの計上を認め、不要と思われる経費についてはカットを行ったところでございます。結果として、対前年度比で3,011万7,000円減額し、率で7.4%減の3億7,776万3,000円を計上しているところでございます。

続いて、補助金につきましては、平成23年度の行政改革推進委員会からの答申を基本に、平成24年度から見直しを行ってきたところでございます。各団体への運用補助金については、一定率の削減を実施してまいりました。また、単年度で削減が難しい補助金については、経過措置を設けて、2年から5年をかけて一定率削減をしてきたところでございます。これにつきましては、平成28年度で全ての経過措置が終了する予定でございます。

なお、今年度、行政改革推進委員会へ事業の検証を諮問しているところでございます。28年度中に現在の事業についての検証をしていただき、答申をいただく予定でございます。今後とも事務事業の見直しや経費節減に努めてまいります。

4点目が、正規職員数の現状についての御質問であります。2年前と記憶しておりますが、非正規公務員の割合が高い自治体について新聞報道がなされ、県内では大刀洗町が5割を超え、うきは市は県内28市で嘉麻市に次ぐ第2位、43.75%と報道されました。現在、御承知のように、行政改革の取り組みの結果として人件費の削減が行われ、正規職員が減少してきています。平成28年度当初予算ベースで見ると、合併して45名の正規職員の削減となっているところでございます。正規職員で全ての業務に対応するのが望ましいのは十分承知しているところですが、財政状況等を踏まえ、厳しい選択を余儀なくされていることも現実としてはあります。

しかしながら、権限移譲を初め、増加する行政ニーズに対応するため、臨時職員等を雇用して対応せざるを得ないため、非正規の職員が増加をしているのも事実でございます。特に、園児数の動向が見通しにくい保育所については、正規職員の新規雇用を抑えていることもあり、当面、多くの非正規の職員で対応せざるを得ない状況となっております。これらのことにより、平成27年度時点では、市全体の非正規職員の約4割を保育士等が占める状況となっております。

お尋ねの平成28年度の採用率でございますが、採用数が現時点は未定のため、正確な採用率はわかりませんが、一般保育所費での賃金が前年度費に比較して5,300万円を超える減額などで、賃金総額では1,700万円の減額となっており、採用率も低下するのではないかと、このように思っております。

なお、当市の非正規職員の割合が依然として高い水準であることは否めません。これまで正規

職員の採用を抑制して人件費を抑えてきましたが、市民サービスを低下させないためには、一定数の非正規職員を確保せざるを得ない状況でありますことを御理解いただきたいと思っております。非正規職員の比率が幾らになったら法に違反するといった規制はないものと理解をしておりますが、正規職員が減少すれば、その分、非正規の職員に負担がかかり、住民サービスに支障が出ないとも限りません。職員の適正な配置は今後とも最重要課題であると認識をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、うきは市ルネッサンス戦略についてお尋ねをいたします。

9月議会で可決をしましたルネッサンス戦略の総合戦略の中に、いわゆる平成15年の人口が出ていているわけ。これ、17ページですけれども、図表I-18、うきは市における将来人口推計（独自推計）としてあるわけ。その中に、2015年が、いわゆる総人口が3万826人と出ていているわけですね。

ところが、せんだっての国勢調査の速報によりますと、福岡県では28市ありますけれども、20市は人口が増加しているんですよ。8市がいわゆる人口減少ということであるわけ。それもこの筑後地区にふえているわけですよ。例えば一番人口が減ったのは嘉麻市で、3,809人ですから8.9%であるわけ。それから、2番目に大川市が2,609人で7%。3番目が朝倉市、3,896人で6.9%。そして、八女市が4,620人減で6.7%。その次がうきはなんですよ。つまり、20市は人口がふえてる。

ここに市の人口が載ってありますけれども、市部では444万9,527人ということで、前回5年前と比べますと3万5,310人ふえている結果になっているわけ。郡部のほうは減っておりますよ。前回に比べて郡部で4,407人ということですから0.7%の減少率でありますけれども、この郡部の平均よりも、うきは市の人口減というのは6.6%ということですから、せっかく人口増加を図ろうということで、このルネッサンス戦略を用いましたけれども、全く効果が上がってないという実態であるわけなんです。このままではどうにもならないということになりますよ。もっともっと減っていく。

したがって、つまり、この中で、資源活用と新たな雇用の創出ということが出てありますけれども、この中で、先ほどありました水源等の調査をやるということでもありますから、それは予算、当然、組んでいただいて結構ですけれども、今お尋ねした内容では、小学校にタブレットを導入するとか、あるいは中学校にクーラー——空調施設をつくれます、これ、人口増加にどう影響するわけですか。もう少し人口増加の方策をとっていただかなきゃなりません、これについてはどう考えられてあるか、答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、先月の26日に発表された速報値で、我がうきは市は3万人を切ってしまいました。このことは大きく受けとめをさせていただいております。

議員御指摘のように、県下には28市あって、その減少率からいきますと、うきは市よりも以上に、嘉麻市、朝倉市、八女市、大川市、そして、うきは市が5番目ということであります。この5市にとって共通的な事柄は、高齢化率がいずれも3割を超えているという実態があります。私は市長に就任する前から、非常に高齢化が進む中で、やはり、お亡くなりになる方と新しく生まれてくる赤ちゃんのバランスを考えた自然増減を幾つも勉強させていただいたときがあるんですけども、いずれ高齢化率が非常に高い時期に差しかかったときには、非常に恐縮なんですけど、お亡くなりになる方が多くなる時期を迎えると思います。そういう時期に差しかかったのかなというふうな感じを持っておりますし、また一方、昨日の上野市議の御質問の折にも答えましたように、生まれてくる赤ちゃんの数は、微増ではありますが、ふえてきております。私どもとしては、ぜひとも出生率の向上に今後、努めてまいりたいと、こういうふうに思っています。

それから、議員御指摘のように、自然増減と、もう一つの要素が社会増減であります。いわゆる転入転出の関係でありますけど、やはり非常に今、社会減にも苦しんでおまして、特に20代の若者が、そのビッグデータを解析しますと、福岡市あるいは久留米市のほうに流出している現実があります。やはり、そこには安定した雇用の場がないというのが背景にあるかと思っております。

そういう中で、幸い3月1日に、三春工業団地に建設を進めておりましたROKI——これは多くの生産工場を海外に有してます優良なグローバル企業でありますけど、この企業がいよいよ、うきはの地で操業開始することになりましたし、そして、うきはの地、そして久留米にまたがる鷹取地区で新産業団地の構想、これも県のほうが——企業局のほうが県主導で進めていくという動きもあります。本当に時宜を得たものと歓迎をしているところであります。

そういう中で、そういう事業だけではなくて、私どもは住みやすいうきは市をPRして、多くの都市部から、うきはにIターンしていただく施策も進めなくてはなりません。その中で一番重要なのは、やはり教育です。教育の学力向上と社会を生き抜く力、この両面を有した教育力を有したところに、初めて都市部から、うきはに人が流れてくるのではないかと、こういうことで、今回、当初予算に、いろいろ施策を練って計上させていただいていることを御理解いただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 実は、高齢化率が高いから死亡数が多いというのはもう以前からですよ——例えばここに合併のときから死亡者数を調べておりますけれども、平成20年度が411、それから平成24年度が408を超えてありますけれども、昨年26年度も416名

の死亡ということであるわけ。出生——生まれた人はどれだけかという、去年が一番少なかったんですよ、26年度がね。232名でありますからね。ところが、ことしはどうかという、ことし2月末現在で、生まれたお子さんの数が211ですよ。それから、亡くなった人の数が409名ということである。この自然増加、自然減少で、もう既に198名の損が出ているわけですね。

じゃあ、社会増加はどうなっているかという、転入者が724です。2月末現在ですよ。うきはから出ていった方が836ですよ。ここでも、やっぱり112名の人口減少が続いているわけで。特に10月1日は国勢調査があったんですよ。その9月の転入転出は調べてありますか。9月は、いわゆる転入が40名ですよ。10月1日に国勢調査があるというのに。出ていったのは86名という結果ですよ。これは広報うきはに載ってますよ。皆さん方が載せてあります。出生率も同じ。9月は26名の出生で、亡くなった方が36名ということですからね。10月1日、国勢調査というのは5年前からわかっているわけ。したがって、この国勢調査に対する対策をなぜとらなかったのかということであるわけ。つまり、例えば単身赴任の者がおったら、ぜひ家族をうきは市に住まわせてくださいとか、そんなお願いもしなきゃ、単身赴任だけで奥さんたちは別なところで国勢調査、人口ということでは、うきは市の人口は一向に増加しないのは当たり前であるわけ。

それから、特に今度の国勢調査で非常に疑問に思ったのは、皆さん方が、いわゆる下水道のアンケートを調査したときは1万超えとったんですよ、世帯数は。ところが、今度10月1日現在の世帯数はどういうことですか。ここ、うきは。非常に減っているわけですね。つまり、9,937戸しかないんですよ、うきはは。いわゆる皆さん方は、つまり、1万九百何ぼというのを広報うきはに載せてますよ。それが10月1日の国勢調査で、何で9,937ですか。どういうからくりですか、これは。これについて答弁を願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 昨年10月時点の国勢調査の数値と住民基本台帳の数値とが乖離していることは十二分に承知しているところであります。具体については企画財政課長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 国勢調査と住民基本台帳の差についてでございますけれども、住民基本台帳につきましては、転入届がありまして、市で登録していただいて住民登録がされる方、それからまた、うきは市で生まれた方、そういった方が住民登録を行っておるところでございます。

国勢調査につきましては、10月1日現在を基準といたしまして、うきは市に実際生活をして



いらっしゃる方が調査対象となるところでございます。しかも、その方が3カ月以上にわたって——10月1日現在で3カ月以上にわたって、うきは市に住まわれている方が対象になるところでございます。そしてまた、アパート等で複数アパート等があるところがございます。例えば20人部屋のアパートがあつて、そこに例えば半数の10名しか入居していらっしゃらなければ、残りの10部屋は空き家になります。が、カウントされないというようなケースになるわけでございます。そういったところで、実際住んでおられる方と、あと、住民登録の差というのが生じるところでございます。

また、例といたしまして、介護施設等あるいは病院等に、市外のそういった施設に入られた方につきましては、そちらの市外の施設に3カ月以上入居していらっしゃれば、市外で入居している介護施設なり病院なりが国勢調査の調査対象者ということになります。そういったことで、実際、住民票と国勢調査との差が生じるケースでございます。

また、先ほどもお話にも上がっておりましたけども、単身赴任で、これは仕事上の都合で、うきは市以外、中には船員の方とかもいらっしゃいます。船に乗られている方、そういった特殊な事情がありまして、住民票はうきは市に置いているけれども市外に住んでいらっしゃる、市外にそういった生活の実態がある方というのは、国勢調査では、そちらの市町村のほうで把握するというような形になりますので、そういった誤差が生じるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 時間がありませんので、ルネッサンスについて、あと1点だけお尋ねしたいと思います。正規職員はまだわからないということですね。人間がですよ。

去年が、つまり、賃金ということで予算が上がってきましたけれども、去年の予算が、臨時職員の賃金、社会保険料等を含めると6億円を超えとったんですよ。ことしの予算はどれだけかという、社会保険料を加えますと5億8,282万8,000円ですよ。こういう予算を組んでいるんですから、人員はわかるのではありませんか。大体、予定人員。この予算の範囲内で雇用しようとしている人員は何名ですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 三園議員のほうからは昨年も当初予算の折に同じような質問をいただきました。

議員、言われるように、共済費まで合算したデータをちょっと持っておりませんが、28年度の当初予算で5億1,400万円の7節賃金の予算を計上させていただいております。議員御承

知のとおり、この賃金の中には、例えば保育士の年休等の対応でスポット的に雇用する職員等もございますので、総数としては把握をしておりません。そういった部分、臨時的な分もございまして、必要でございましたら、4月には確定しますので、それ以降に昨年度と同じような形でデータの提供は、必要であればさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、前回の新聞公表が、正職員が252名ですよ。それから、非正規職員ですね、臨時が196名ということで448人ですよ。福岡県下で2番目に採用率が高いんですよ。問題は、1人の職員で何人市民を賄っているかということなんですよ。うきは市の場合が、このデータは71.1人ですよ。1人の職員で、人口で割っていきますと71.1人ですね。春日市になりますと、1人の職員が183.4人ですよ。大野城市が171.1人、福津市が154.5人ということで、100人を超えているんですよ。1人の職員でね。なぜ、うきはは1人の職員で71.1人しかやれないかということなんですよ。

ここに、篠栗の広報があります。まだ、うきはでは出てありませんけども、篠栗の広報の中では、職員の給与や職員数をお知らせしますという表が出ているわけなんです。これ、12月に出ているわけ。何かうきはは3月に出すとかということでもありますけどもね。この篠栗が、人口がここに載ってますけど、3万1,671人ということである。町ですから、市と違うのは、市になれば福祉事務所を設置しなきゃなりませんけれども、その違いはありましようけど、ここに出ているのは160人ですよ。これ、全部、等級まで出てあります。きれいに整理してあるわけ。こういうのを町民に知らしめているわけ。うきはでもやるということでもありますからね。

当然、人員が足りないということだったら、削減するだけが能じゃありませんよ。やっぱり見直して、必要だったら定数を確保しなきゃ。じゃないと、削減、削減でいって、そして、そのかわり、非正規職員を雇っておれば、削減した意味はないじゃないですか。まして、非正規職員ということになりますと、6カ月ごとに雇用ということが変わってきますよ。またその人に仕事を教えるのに時間を要するということで、かえって無駄なことをやっているということでもありますから、やはり職員定数をぜひ見直していただきたいと思っております。ほかの市を参考にしてですよ。町は参考になりません。町は福祉事務所というのを設けてありませんから、町は参考になりませんが、ひとつ、ぜひ、ほかの市を参考にして、正規職員定数というのは見直していただくようお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、三園議員から必要な正規職員は確保すべきだという御指摘をいただきました。そういう御指摘もしっかり頭に入れながら行政運営を考えていかななくてはいけ

ないなど、今つくづく思っているところであります。

そして、一方、他の市との比較、職員1人当たりの人口という数字が出ましたが、これは単純に数値だけで比較するというのはちょっといろいろ課題があるのではないかと。なぜならば、全ては人口密度が違うということでもあります。うきは市は広大な市有地を抱えて、いろいろ山間部も抱えている事情があります。こういうところで満遍なく市民の皆様への行政ニーズを果たさなくてはならないということになりますと、人口密度の高い地域と比較しますと非常に行政経費がかかるところもありますので、そういうことも十二分に御理解をいただければと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 次、2番目の、監査委員の職務権限についてお尋ねしたいと思います。

これは地方自治法の第199条で監査委員の職務権限というのが決められてありますよ。自治六法を見ていただきゃわかるですよ。今うきはでやっている監査は、つまり、条例で決められてありますように、経営についての監査はやってないでしょう。経営についての監査をやらなきゃ、何もならないということになりますよ。普通地方公共団体の財務に関する事務の執行、これを今やっているわけ。及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するということですから、私は今の監査委員というのは、いわゆる経営管理、そういうものに非常に劣っていると思います。

まず、去年の決算書でいきますと、簡易水道事業会計というのが決算書で出てまいりました。この中で、営業収入が——26年度決算書ですよ、690万2,140円ですよ。営業収入が。それから、管理営業費は幾らかかっているかという1,095万3,791円ですよ。つまり、わずか700万円しか収入が入らないのに、経営費用というのは1,095万3,791円もかかっているわけ。これじゃ、赤字になるはずですよ。

じゃあ、原水単価、1トン当たり幾らかというと、1トン当たりの単価は176円19銭になるわけですよ。それ、今、皆さん方は幾らで出していますか。10トンまで1,180円でしょう。あと、1トン増すごとに100円で、特に学校については50円で、176円19銭もかかっている水を50円で売る、そんなばかなことがあるもんですか。まして、これは市営住宅とか、そういうところだけじゃなくて、県営住宅にも出しているでしょう。

うきは市で176円19銭もかかっている水を、いわゆる県営住宅とか雇用促進住宅にも出しているわけでしょう。そこも同じ単価で、条例で決まっているから。このようなことを監査委員が監査しないというのは、もってのほかですよ。下水道事業も同じですよ。時間がありませんから、下水道事業等については、また後日お尋ねしたいと思います。こういう実態は監査委員からは指摘がなかったかどうか、いま一度、答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 監査委員からの御指摘は、先ほど答弁させていただきましたように、経営的な視点での指摘は受けておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 時間がありませんので、以上で1項目めは終わって、次、第2項目めに入らせていただきたいと思います。

第2項目めは、いわゆる上水道事業の給水区域、給水人口、給水量及び経常収支、水源等の設定について質問をいたします。つまり、広報うきはの2月1日号に、12ページですか、こういうことが出ているわけですね。上水道になるのはいつごろですかという質問が出されている。これに対する回答が出てますよ。この回答は、どこを参考にしてつくったのか知りませんが、「整備計画では、具体的にどの地域にいつごろ給水を開始するか明記しますが、整備計画が決定するのは県による認可取得後」、そういうことが事実ですか、水道法は。水道法と全然違うですよ。

水道法で決めてあるのは、いわゆる厚生労働大臣に、いわゆる認可申請をしなきゃならんというのが第6条に決めてあるわけ。水道法の第6条。水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならないということなんです。県の認可じゃありませんよ。第7条に、水道事業經營の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書、その他厚生労働省令で定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないということが決められてある。これ、何で県ですか。これについて答弁を願います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員、それ、4項目まで含めてですか。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、あと、4項目まで進めます。5項目、出していると思いますけど、4項目ですかね。

先般、上水道料金の検証表というのが示されました。検証①では、接続数6,300世帯を見込んで月額料金を試算してありますが、信憑性がなく、誰が保証されるのか、答弁をお願いしたい。

それから、検証②というのがありますね。これは皆さん方がつくっている資料ですから、持っているはずですよ。色刷りでですよ。これ、議会でいただきましたから、去年の12月11日にいただいた資料です。平成27年アンケート検証②というのがあります。検証②では、上水道加入351世帯、井戸と併用加入1,074世帯であるのに、一般会計からの繰り入れ3億6,000万円は上水道供用開始から何年目の試算になるんですか。これ、何年目の試算をやって、こういうことになっているわけですか。

それから、検証、同じ②で、3番です。検証②の給水量は、1日2,468立方メートルですね。検証③の給水量は905立方メートルということになりますが、小石原川ダムの

5,740トンは過大受水量であり、無駄な投資になるのではないのでしょうか。

それから、4番目に、春日市的那珂川違法取水に対し、福岡地区水道企業団から4,000立方メートル、福岡市水道企業団も水を融通することを議決されてありますが、市長が言う河川法との関係はどうなっているのかですね。いわゆるダムのオーナーでもありません、春日市はですよ。

それから、5番目に、福岡地区水道企業団の融通は暫定的であり、春日市は将来、代替水源の確保が必要であります。そこで提案するのは、うきは市の5,740トンを買っていただいて、つまり、まだ買っていただくよりも、春日市が建設工事のほう、24億1,200万円を出していただいて、そして福岡地区水道企業団から融通してある4,000立方メートルをうきは市に返してもらおう交渉はできないかどうかということなんです。これは真剣なことで交渉に当たっていただかなきゃなりません、高木市長の答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、上水道事業について、通告に基づく5点の質問をいただきました。

まず、1点目が、上水道料金等の検証表の検証①の根拠についての御質問であります、水資源対策特別委員会で加入率に応じた料金の試算をしてほしいとの御要望を受けて、平成22年度に行った試算を用いて提示をさせていただいたところでございます。

検証①は、昨年実施した上水道事業のアンケートの結果から、姫治地域以外にお住まいの方で、問9、上水道への加入についての設問の中で、上水道へ加入する、または現在の井戸等と併用しながら上水道へも加入する、もしくは今の水が使用できなくなれば上水道へ加入すると回答された方の合計61.4%をもとに試算し、平成22年度に策定した資料に基づいて費用面から検証したものでございます。実際に6,300世帯が必ず加入するということを保証するものではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

2点目が、検証②の一般会計繰り入れの時期についての御質問であります、50年間で約283億円の費用がかかることを前提に、それぞれのケースで加入世帯数による料金収入等を比較して検証したものであります。1年ごとの経年変化は考慮しておらず、一般会計繰り入れにつきましても、50年分の費用がベースになっておりますので、毎年、同額が不足するものとして、単純化して提示をしております。

3点目が、検証②や検証③の場合では、小石原川ダムの水量は過大ではないかとの御質問であります、昨日の岩淵議員の質問の中でもございましたとおり、うきは市は小石原川ダムの必要水量について、平成14年に吉井町で1日当たり3,740トン、浮羽町で2,000トンと、それぞれ回答しております。この合計5,740トンの算定の根拠は、浮羽郡上水道研究協議会が

策定した基本計画書ですが、水の需要を考える場合は、企業誘致における業務用の水道用水や工業用水の確保のほか、渇水期を含めた年間の気象条件などの面から負荷率を考慮して、市民が必要となる最大の需要水量を見込まなければなりません。その結果、必要な最大給水量を給水普及率で人口の70%とし、さらに人口減少も見込みながら算定をしております。小石原川ダムの水量は過大ではないかとの御指摘であります。小石原川ダムで確保する1日当たりの5,740トン、決して過大な水量ではないと考えております。

4番目と5番目ともに春日那珂川水道企業団の件についての御質問であります。うきは市としましては、見解を述べる立場ではございませんので、お答えは差し控させていただきます。うきは市では、安心・安全な水を将来にわたって確保し、さらには地域や産業を支える社会基盤の充実を図るため、小石原川ダムを水源として上水道の整備を行っていくことが重要であると思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、61%ということになりますと、今おっしゃっている意味がわからんわけですよ。その下に赤字で書いてあるでしょう。アンケート検証①、姫治地区を除いたアンケート問9で、上水道に加入するというのは、吉井町で217世帯ですよ。それから、浮羽町で、山間部を入れて140だったんですけど、山間部を除いて言いますと、15減ってきますから125ということになる。問9でアンケートで上水道に加入するというのは全部で350ぐらいしかないんですよ。これ、全市ですからね、一遍に工事が始まるはずがないでしょう。吉井地区か、あるいは浮羽地区か。一遍に始めますか。一遍にやっけてしまいますか。そうすれば、一遍に350世帯、加入するかもわかりません。ところが、何年か時間を置いて、下水道と同じようにですね。一番、下水道も一番早く供用開始になったのは、平成15年3月ですよ。そして、まだ工事をやっているわけでしょう。このように、12年間もかかっている。だから、上水道も同じことですよ。事業をやったからと、一遍にこれができるわけではありません。

それに持ってきて、アンケート検証①では6,300世帯、どこからこういう数字が出てきます。こんな数字は出てまいりませんよ。この数字は全くでたらめである。このような数字を示して水道料金が計算されますか。ここに出てありますように、アンケート3では1トン当たりの水道料金が1,716円52銭と皆さん方は出しているんですよ、1トンが。平均25トン使いますよ。

それから、アンケート検証②で629円39銭と皆さん方が計算した、いわゆる水の単価ですよ。こういうものを市民に見せて、じゃあ、加入しましょう、加入していただけますか。とても加入していただけませんよ。だから、こんな、とらぬタヌキの皮算用みたいな数字で市民をごまかさんようにしてくださいよ。丁寧に説明するということですけど。

きのう、岩淵議員の答弁にも、浮羽が2,000トン、それから吉井町が3,740トン、吉井町のことは知りませんが、浮羽町では2,000トンは何も計算してないんですよ。ただ、堀町長が、どうせ出さなきゃならんなら2,000トンぐらい出しとこうかということなんです。何の根拠もないんです。それを、いかにも根拠があるように議会で検討している。とんでもないですよ。そんな、うその答弁をしてもろたら困りますよ。議事録ありますよ。全員協議会の議事録あります。見たことないですか。そういう事蹟の載っている議事録は。そのような、うその答弁でごまかしてもらってはどうにもなりません。いま一度、回答をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） この検証については、水資源対策特別委員会で時間をかけて、私ども、説明したつもりであります。議場でこういう御指摘をいただくとは、ちょっと夢にも思っておりませんでした。

ぜひ御理解いただきたいのは、今回のアンケートは、全ての世帯にアンケートをさせていただきましても、アンケートの回収率が約半分であります。その中で、今、議員が御指摘されているのは、アンケートで答えた方の実数の世帯をおっしゃってますが、私どもはアンケートの率を、この率を現存の1万を超える世帯に掛けているわけですから、考え方が根本的に違います。そのところはしっかり御理解をいただきたいなど、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） アンケートで半分しか回答しなかったんですよ。回答していない人が加入してもらえるとということを仮定しているでしょう。もちろん水道料金が安けりゃ、加入しますよ。ところが、皆さん方が水道料金を計算しておるのは、いわゆる、ここにありますように5,670円で計算されているわけ。だから、上水道に加入するという、吉井町で217、浮羽町で125世帯を計算しますと、入ってくる金は1年間に水道料金2,326万9,680円ですよ。それと、年間経費5億6,645万1,108円というのを皆さん方は出してます。差し引きますと、赤字が5億4,318万1,500円ですよ。

だから、速やかに接続するというのがありました。吉井町が306世帯、それから浮羽町が243世帯ですけど、これでも、いわゆる年間に入ってくる水道使用料というのは3,735万3,960円です。赤字額が5億2,909万7,220円。こんな赤字でも、その5,740トンを確保するということですか。答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 何度も申し上げますように、今、手元にこの検証表を持っていますが、あくまでも今回はアンケート、いわゆる統計学的に、半分の方からしか回答をいただけませんでした。回答をしない半分の方の意思はわかんないわけですね。しかし、統計学上、ここだけ回答

をいただいている世界でいくと、非常に実証性の高いものであるということを再三説明してまいりました。そういう中で、姫治地域を除いて、この検証①は61.4%の回答を得ましたので、うきは市の山間部を除く給水区域である1万295世帯に、この61.4%を掛けるというのが統計学上まともな判断だと思いますが、いかがでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、これでやって、上水道事業が赤字になった場合は誰が責任をとるわけですか。市長がずっと市長を続けて責任とってもらえますか。（発言する者あり）誰が赤字とるわけ。市長が、市長の任期が終わったからといって筑紫野市に帰られたら、後は誰がこの赤字は面倒を見なきゃならんわけですか。つまり、それでなくても、今、下水道事業は赤字で、年間13億5,619万円から繰り出しとるじゃないですか、一般会計からですよ。13億5,619万円ということは、市税収入の半分はそっちへ持っていつてるわけですよ。だから、これにあと5億円の赤字が加わったら、うきはの財政は破綻しますよ。その責任は誰がとっていただくわけですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 2月1日の広報うきはに、今回のアンケートの結果を踏まえて、お礼と今後の方向性を示させていただきました。議員も十分に御理解されているものと思いますが、本当に、すぐさま上水道に加入されるという方が回答した方の約1割となって、その比率が非常に少ない結果となったことを重く受けとめているところであります。したがって、今後はできるだけ市民の皆様にも周知を図って、必要性について説明を施しながら、ぜひ事業の当初から多くの方に参加していただくような、そういうあり方を今後模索していきたいと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） アンケートの検証①で、つまり、上水道に加入するというのは351世帯ですよ。井戸と併用して加入するというのが1,074世帯。これだけなんですよ。それに皆さん方は井戸が使えなくなったら加入する人まで加えているでしょう。これは全く不特定なんですよ。井戸が使えなくなったらということですからね。だから、水がれが起こったり、あるいは地下水を汚染された場合は加入していただけるでしょうけれども、それも、加入するにしても料金ですよ。料金が月1万円も払わなきゃならんということは1年間に12万円、だったら、自分とこでボーリングして井戸を掘ったほうが安上がりですよ。だったら、この人たちは加入してる。

だから、一番大事なのは、一体幾らで供用開始しますかということをお尋ねしているわけで、12月のときもそうだったでしょう。したら、皆さん方が原水単価でいいですかと言うから、原



水単価でも何でもいから出してくださいとって、この資料を出していただいた。

これでは市民をどのようにして納得させますか。赤字が出ます、赤字は私が補填しますという確約があれば別ですよ。それが出ないなら、市民は全く加入してもらえん。この5,760円というのも、たしか筑前町の料金がそうだったと思いますけどね——筑後地区で一番高い。だから、こんな料金を提示した場合に、今まで加入しますと言った方もためらうことになるわけですよ。そういうことを考えんですか。みんな加入してもらえる。井戸を使えなくなったら、人も加入する。

だから、これ、合わせますと、確かに60.8%になります。これまで加えたら。上水道に加入するというのが7%、それから井戸と併用して加入するというのが21.5%、それから使えなくなったら加入するというのが32.3%ですから、これを合わせますと60.8%ですから、ここに出ている61%になりますけども、使えなくなったら加入する人まで加えてですよ。それ、倍、見ているわけ。これですね。6,300世帯というのは。つまり、アンケートに回答してない方まで見て、そういう料金計算というのはとても考えられませんが、いま一度、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） そのことにつきましては、水資源対策特別委員会で何度もわかりやすく説明したつもりであります。三園議員、ぜひ、ちょっとごらんいただきたいと思いますが、幾つも議員の皆さんに御理解を得るべく、検証①、検証②、検証③と、いろんなケースを出しました。残念であります。今回のアンケートの結果で、私どもは検証③の位置にしか達してないと。これでいきますと、1割の方しか入らないということになりますと、うきは市の人口に比率しますと、約3,200人しか入らないということになります。そうすると、御存じのように上水道というのは5,000人以上でないとだめで、事業そのものが成り立たないということを真摯に受けとめているわけでありませう。

そういうことで、今後、現状はそういうことでありますけれども、私どもは市民の皆さんの命を預かる、この命に直結する水を長い目で、将来的に果たしてこれでいいのかということを考えながら、そういうことをしっかり市民の皆さんにお知らせして、この上水道の必要性の理解を得ていきたいと、こういうことを申し上げていることを御理解いただきたいと思ひます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） だから、アンケートを求めているのはいいわけですよ。ところが、それを倍にしているでしょう。（「倍にしているというのがわからない。これをいろんなケースを検証して、丁寧に示しているだけなんですよ」と呼ぶ者あり）いいや、そうじゃないですよ。61.4%の回答はいただいておりませう。回答が50%を切っているんですから。回

答を見てください。アンケートの回答をもう一度検証していただきますようお願いして、時間ですから終わります。ありがとうございました。（「アンケートに答えた人だけで、何でそういうことが統計で配慮できますか。率ですよ、率。三園議員、率ですよ。アンケートの。三園議員は、アンケートに答えた人の実数で物事を言っているんです。全然違うんです」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） これで、13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで、暫時休憩とします。11時15分より再開します。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

ここで、市民生活課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 3月3日の本会議におきまして質問を受けていました2点について回答をさせていただきます。

1点目は、三園議員から質問のありました、補正予算書87ページ、後期高齢者現年度特別徴収保険料2,770万8,000円の13.4%の減額になっているという点についてでございます。

うきは市の27年度当初予算は、広域連合会より26年11月に保険料調定見込み額が示されたものを計上しております。保険料のこの調定見込み額につきましては、県全体の人口等を基礎に算定したものを各市町村に案分したものでございます。市町村ごとの所得水準や新規加入、死亡により、市町村ごとの実際の保険料の額を算定していますので変動するものでございます。

2点目は、岩淵議員より質問がありました、乳幼児・子ども医療証の発行についてでございます。これにつきましては、所得制限をしていますので、所得の確認を行い、9月中旬に毎年、10月1日からの使用に間に合うように該当者に一斉に発送をしております。この場合、短期証等の条件はつけておりません。改正後も同様でございます。

以上でございます。

## 日程第2. 議案第23号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案第23号第2次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（重富 孝治君） 議案書13ページをお開きください。

第2次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定について。

第2次うきは市人権教育・啓発基本計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

お配りしてます第2次うきは市人権教育・啓発基本計画をお願いいたします。

今回の第2次うきは市人権教育・啓発基本計画につきましては、1月8日の全員協議会におきまして配付をしておりましたので、細部の説明については省略をさせていただきます。

今回の改定の趣旨といたしましては、この計画改定の趣旨にもありますように、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨にのっとり、人権教育の教育・啓発の指針となる、うきは市人権教育・啓発基本計画を平成18年3月に策定し、行政の責務として人権教育及び人権啓発に係る取り組みを行ってきたところでございます。

基本計画策定から10年が経過し、新たな人権問題への対応や、この間の人権教育・啓発の成果と課題を踏まえ、また、平成28年度から始まる第2次うきは市総合計画との整合性を保つため、今回、基本計画の見直しを行ったものです。なお、計画の策定に当たって、平成26年に市民意識調査を行い、その調査結果を踏まえて計画の策定を行ったところです。

本計画は、第1章で基本計画の趣旨について、第2章で人権教育・啓発の現状と基本方針について、第3章で分野別施策の推進について、第4章で基本計画の推進体制等についての構成というふうになっております。

今回の基本計画の基本方針として、3点を上げております。

1点目は、同和問題を初めとする全ての人権問題を解決する教育・啓発、2点目が、全ての人々が共存できる人権尊重社会の実現のための教育・啓発、3点目が、人権を侵すと考えられる制度や風習を改める教育・啓発としております。

また、基本計画の推進体制として、全庁的な体制による推進を行う、行政職員及び教職員に対する人権研修を行う、それから、人権関係機関、団体とのネットワークを構築し、連携して推進をしていくようにしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は可決することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第26号

### 日程第4. 議案第27号

○議長（岩佐 達郎君） お諮りします。日程第3、議案第26号うきは市デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定についてと、日程第4、議案第27号市有財産の無償譲渡については、一括議題として説明及び質疑を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第26号と、日程第4、議案第27号は一括議題として説明及び質疑を行うことに決しました。

説明を求めます。担当課長は順次説明してください。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 議案書18ページをお開きください。以降に議案を掲載しております。

19ページです。条例案でございます。

うきは市デイサービスセンター条例を廃止する条例。

うきは市デイサービスセンター条例は、廃止する。

附則。この条例は、平成28年4月1日から施行するということです。

議長のほうから説明がありましたように、議案第27号で、うきは市デイサービスセンターの建物及び土地の所有権をうきは市社会福祉協議会に譲渡いたします。そのことに伴い、条例を廃止するものでございます。

議案書20ページ、議案第27号市有財産の無償譲渡について。

市有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

2月25日の全員協議会で説明をいたしました。うきは市社会福祉協議会から要望もござい  
ます。また、市の今後の負担軽減を図りたいということで、うきは市浮羽町古川718番地1ほ  
か7筆の土地、面積2,956平米及び建物、うきは市浮羽町古川718番地2ほか。構造、鉄  
骨造スレート・合金メッキ鋼板葺平屋建て、581.4平米。これは、建物の面積は  
1,057.13平米ありますが、持ち分の20分の11、20分の9は、うきは市社会福祉協議  
会の持ち分になっておりますので、その分を譲渡するというごさい。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を一括して行います。質疑のある方は議案番号を言って質疑を  
お願いします。質疑はありますか。2番、鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 議案第27号ですが、先日、ここに字図をいただいております。

この中に、地目が畑と公衆用道路、これは今後、社協さんが建物の改修とか増築とかするときに、  
この土地は畑のままでいいのかな。この字図が合っているならです。ちょっと御確認を。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ちょっと字図の地目につきましては、当時、浮羽町が買収した  
ときのままの地目のままでなっております。今回、譲渡に当たりまして、ただいま、  
地目変更の手続きをとっておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 議案第26号についてであります。ちょっと説明を追加してお願  
いしたいというふうに思って発言します。

今回、デイサービスを無償譲渡していくということなわけですが、その経緯、平成  
18年ですかね、隣接する地域、ところに改めて、うきは市として土地を購入して建物を建てた  
という——建てたというか、隣接して総合的にデイサービスセンターとしてしてきたという経  
過があると思うんですね。この間、成果表でも、そういった形で成果表として出されてきている  
ということだと思います。そういう意味では、今回、改めてなぜ無償譲渡——実際に委託管理  
をして、社協に委託管理させてきたわけですが、改めて、どういう方針に基づいてされて  
きているのかということをお尋ねしたいということが1点目。

それから、2点目に、今回、全体について社協に委託する——運営するという形になるわけ  
ですが、この間、社協に対する補助金等があるかと思ひます。それについて、今後、変更  
等があるかどうかというか、これからの中身だと思ひますけども、そのことによってふえていく  
かどうかということについて、ちょっと改めて確認したいと思ひます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） なぜ無償譲渡かということと方針ということでございますが、旧浮羽町のときに、平成8年に土地を取得し、デイサービス建設を実施いたしました。そして、当時の浮羽町社会福祉協議会のほうに事業を委託しております。ただ、平成18年に増築をするときに補助金を出して、そして社会福祉協議会のほうが建物の増築をいたしております。

現在、デイサービスセンター事業を実施している事業所もふえてまいりました。平成9年当時はデイサービス事業をする事業所もなく、町がやって、それを浮羽町社会福祉協議会のほうに委託事業として出したということでございます。現在では民間の事業所もできておりますので、そういうところで、市のほうがこの事業をやっていくのではなくて、民間のほうにやっていただきたいという方針でございます。

次に、社会福祉協議会の補助金の関係でございますが、これは、デイサービスについては指定管理制度をとっておりますので社会福祉協議会のほうにお願いをしておりますが、指定管理料はゼロでございます。現在、社会福祉協議会自体が事業をしている状況でございます。

全体的な補助金の関係でございますが、この部分については、市としては社会福祉協議会のほうの運営、経営に任せていくということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） もう一点。たしか、あそこのデイサービスのところで、以前、ショートステイ等をしてた経過があるかと思えます。この間、何度か修繕を重ねた経過があるかと思えますけれども、体制の問題も含めて、今現在、実施されていないというのが現状だというふうに理解しております。その辺については、昨年から実施された介護保険法の改正等も含めて、若干、保険点数が下がっていると思えますけれども、介護に係る非常に負担軽減という点では非常に有効な手法ではないかというふうに私自身は思っておるんですけども、今後のその辺のところの見通し——実際、社協が運営する、実際に主体になっていくわけなので決めることではあるのかと思うんですけども、その辺について何か情報をお持ちだったらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 今後の社会福祉協議会のほうがこのデイサービスセンターをどうしていくかという御質問かと思えますが、その辺のところについては、まだ私のほうには情報は入ってきておりません。

ただ、やはり、このデイサービスを活用していくためには、社会福祉協議会のほうについても、今後、営繕費等が必要になってまいりますし、施設費等も必要になってまいります。そう

いう関係もございまして、今回につきましては、土地についても無償で譲渡して、今後、うきは市社会福祉協議会がデイサービスについては、サービスについて事業について実施して行って、そして自立して行っていただきたいということを考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 鑑水議員のほうから地目のことでちょっと質疑があったかと思うんですけども、これ、以前も市の所有地が等価交換で交換する案件があったんですけど、多分、浮羽医師会館の跡地と福祉センターの北側の土地やったかなということがあるんですけど、今、市が持っている施設の底地が地目変更せずしてそのままあるのがかなりあったんですね。あのときにほとんど整理してもらった記憶があるんですけども、まだこういうふうにあるということは、固定資産税がかからないからということで、調べてなくてもそのままいいということが、こういうふうなことになっていると思うんですよね。

これを機会に、いろんな施設の底地の地目をもう一回確認されて、こういうふう譲渡したり転売したり、いろんなことが出るときに、競売にしたときとかに支障が出ると思うので、そのときにするんじゃなくて、今、既に民有地がそうなっているように、ぜひ見直しをやっていただきたいと思いますから、ぜひお願いしたいと思います。要望でお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 御指摘につきましては、ごもっともと考えております。

ただ、財産台帳等を調べてみますと、かなりの中でそういった地目の変更をせずままに、おっしゃるとおり、市が購入した財産につきましては非課税扱いということで、あえて地目変更登記ということを経ずに今日まで来ておる物件等がかなりございます。地目変更登記も当然、費用がかかることとございますから、これをやるとなると、かなりの費用がかかりますから、そこら辺、こういった事情が発生した場合には確実に行っていかなければいけませんけれども、一斉にするとなると、かなり費用がかかりますので、そこら辺ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号及び議案第27号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は可決することに決しました。

続いて、議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は可決することに決しました。

---

#### 日程第5. 議案質疑

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、議案質疑を行います。

議案第20号辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 議案書9ページをお開きください。

議案第20号辺地に係る総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため「辺地総合整備計画」を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

これまでの辺地総合整備計画につきましては、これは一応4年間ということになっております。それで、今までの分、平成24年度から27年度まで4カ年で辺地総合整備計画を策定しておりましたが、今年度、27年度をもちまして、今までの辺地総合整備計画が満了となりましたので、引き続き、新たに平成28年度から31年度までの4カ年計画を策定するところでございます。

皆様御存じのとおり、辺地といたしましては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、ほかの地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他へんぴな地域とされております。うきは市の場合におきましては、妹川、新川、田籠、小塩の一部を除く



地域がこの辺地整備総合計画地域として該当されております。

前年の4年間等につきましては、基本的にはお手元のほうの辺地総合整備計画書の具体的内容を書いておりますように、地区ごとにそれぞれ、妹川地区、それと新川地区、田籠地区、小塩地区というところを出しております。その中の部分で、特に公共林道姫治線とか市道の整備、さらには簡易給水施設の修繕や井戸の掘りかえ、そういった部分を出しております。

この辺地総合計画に当たりましては、1月に各課のほうに、現在、辺地事業として行っている部分、これを各課のほうから提出していただき、それを企画財政課のほうと協議をして策定したものであります。また、さらには、県のほうとの事前協議というのも必要になっておりますので、1月20日から29日にかけて、県のほうと事前協議を一応行っております。そして、今回、議会のほうに提出させていただきまして、議会議決後に、さらに県へ進達いたしまして、最終的にこれを総務省のほうでの認定ということになっております。

辺地総合整備計画のほうに載っておりませんと、この事業を実施するに当たりまして、辺地債等を予定している事業、これが認められないというような事態も出てきますので、そういったことで向こう4年間、当然、辺地地区でやるであろう事業、そういったものを上げておるところです。辺地債につきましては、起債で10割借りまして、交付税で8割返ってくるということになっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 最後のページで、女子尾の井戸掘りかえ工事というのが出てますよね。現在はどうなっているのか、今の井戸は出てあるのか、その井戸掘りかえ工事をしなければならない原因ですね。昔と比べて水量が少なくなったのか、その原因をちょっと聞かせてください。

○議長（岩佐 達郎君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） この女子尾につきましては、まず、非常に戸数は14戸とか少ないものでございますけれども、水が非常に汚濁をしてきているということでございます。当初は汚濁を取る装置等をつける検討をしておりましたけれども、いろいろな業者さんとも検討をしました結果、それとまた、地元の方々とも相談した結果、井戸掘りをやるというようなことで、非常に多額なことで、地元の方も負担金も出てまいりますけれども、最終の決断となったわけでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号うきは市道路線の認定について議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 議案の朗読は省略いたします。済みません、11ページをお願いします。

認定。級、その他。路線番号、1993。路線名、町地第4線。起点、吉井町千年字町地192番35。終点、吉井町千年字町地192番17となっております。場所につきましては、事前に配っております、うきは市市道路線認定資料の2ページに地図のほうを記載しておりますので、そちらのほうの参照をお願いします。

うきはバイパス市役所東側、DSイズミ西側に進入した分譲住宅内の道路で、寄附による市道認定路線でございます。路線の概要といたしましては、延長115メートル、幅員6.0メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の制定についてと議案第29号うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定については一括議題とし、説明及び質疑を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号と議案第29号は一括議題とし、説明及び質疑を行うことに決しました。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） まず、議案第28号、議案書の21ページでございます。

うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日。うきは市長高木典雄。

続いて、22ページでございます。

うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例案につきまして、30ページにかけて記載をさせていただいております。この案件につきましては、これまで規定により定めていた自動車学校職員の給与等について、条例案第1条に記載しておりますように、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、条例で規定するものでございます。

第1条は趣旨を、第2条は給与の種類として、自動車学校に係る給料と手当等を規定させていただいております。第3条、第4条は給料について規定し、第5条は給料表について規定をさせていただいております。第6条は昇給の基準について規定をし、第7条から第17条につきましては、各職員手当について、それぞれ規定しているところでございます。第18条は旅費につきまして、第19条は臨時職員の給与について規定し、第20条は、うきは市職員の給与に関する条例の準用、委任について定めているところでございます。いずれも現行の規定の内容を条例として整理するものであり、この条例制定によって現在の取り扱いが変わるものではないことを申し添えさせていただきます。

続いて、議案第29号でございます。議案書の31ページになります。

議案第29号うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日。うきは市長高木典雄。

32ページをお願いいたします。

平成28年4月1日より、うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例を廃止することについて、廃止条例を制定させていただくものでございます。

このことにつきましては、議案第28号の条例制定に伴い、廃止をさせていただき、一本化するものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を一括して行います。質疑のある方は議案番号を言って質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 議案第30号、33ページでございます。

うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日。うきは市長高木典雄。

議案につきましては、お手元の34ページ。提案の説明を申し上げます。議案書34ページ。

うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例につきましては、新設条例でございます。現在、工事を進めておりますが、管理を、指定管理者制度を活用し、工事

完了後、速やかに管理運営の移行できるよう、条例の整備を行うものでございます。

制定理由につきましては、地方自治法第244条の2の規定により、施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。制度の概要は、新川田竈地区の歴史的建造物群における滞在型を通して地域の活性化を図るとともに、個性的で魅力のあるまちづくりを推進するために設置するものでございます。

管理運営は、指定管理者に交流施設の利用許可並びに管理及び運営等を行わせるものでございます。

お手元の34ページ、第3条に名称、愛称として、うきはポサーダ、第5条、指定管理者が行う業務を、それから、続きまして、36ページ、第13条、利用料金等の条項を明記しております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃ、これは文教のほうに付託をされると思いますのですが、二、三点、お尋ねしたいと思います。

まず、34ページの愛称ポサーダという意味を御説明ください。それから、指定管理者でありますが、ほかの条例形態と全く一緒です。ここの注連原住宅の指定管理者の指定の方法ですね、手続手順についての説明をお願いします。

37ページの別表料金でございますが、つづらの交流センターとの比較をいたしております。つづら交流センターのほうが、宿泊が3,080円ですね、税込みで。こちらが6,720円。それから、1時間の時間単価が、これも違います。調理室、つづら交流は調理室があります——調理室がこちらはないですね。つづらは1,020円の時間単価であります。この料金の積算の根拠なり、その内情について、この3点についてお伺いをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 3点について御説明を申し上げます。

愛称の名称ポサーダについての御説明を申し上げます。

ポサーダの語源はポルトガル語でございます。ポルトガルにおきましては、公共、公の歴史的建造物群を宿泊施設として民間が委託経営している施設がございます。この名称がポサーダということで、これをうちのほうに名称として使わせていただいております。ちなみに、全国でもポサーダという名称で宿泊施設を行っているのが3件ございまして、まだ珍しい状態でございますが、ポサーダという名称を使っていきたいと考えております。

それから、2点目、指定管理につきましては今後の方向でございます。

本議案成立後、公募ということで考えております。施設運営につきましては、指定管理者の提案に基づいて協議を重ねて、予定でいきますと、7月をめどに指定管理者の決定、6月議会で議決をいただいて、7月で協定という方向で考えております。

3点目、使用料の御説明を申し上げます。

御指摘のつづら山荘につきましても、1部屋1時間当たり120円という積算をしております。本件につきましても、1部屋につきましては120円という単価を使っておりますが、この注連原住宅は4部屋、4室ございますので、120円の4部屋、1時間当たり480円。宿泊を前提に1棟貸しを考えております。部屋の区切りがございませんので、1棟貸しで、午後3時から翌日の午前10時までの間で14時間という積算で、480円の14時間で6,720円、使用料につきましての明記としては、以上、算出根拠としております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この料金設定は、今、説明ありましたが、1部屋が120円の積算ということですね。4部屋あるから、120円掛け4で480円ですね。はい。この6,720円の積算が何て言うちよってですかね。（発言する者あり）ああ、14時間。ああ、そうですか。わかりました。

もう一つは、先ほどのポサーダの、ポルトガル語で歴史的建造物の宿泊所を意味するということが、わかりました。こういう愛称がよく使われるし、全国的にも広がりがあることは承知です。議会報告会でも、例えば市役所の案内所の名前、何やったですかね。案内という。それを。

（「コンシェルジュ」と呼ぶ者あり）それを知ったけど、忘れてしまいました。そのときは説明しましたが。（「コンシェルジュ」と呼ぶ者あり）コンシェルジュ、そうです。そういう名前は非常によろしいんですけども、なかなか、これ、どういう形で、わかりやすくですね。愛称ですから。そういうことをぜひ求めたいと思います。確かに、見て、イメージ的にはいい表現かもしれませんが、大体、どういう意味なのかということが多々聞かれると思いますので、その辺の配慮をよろしくお願ひしたいと思いますが、いま一度、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） ネーミングにつきましては、名前を聞いたら、うきは市の注連原住宅というふうになるように広報、それから周知について努めていきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 指定管理者を公募するということがあったと思いますが、希望者がおるわけですか。なかなか、これ、指定管理も、もしも希望者がおらない場合、どうなるのですか、それは。

それと、指定管理料は大体どのくらいですか。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 指定管理の公募につきまして、予定が、見込みがあるかという御指摘でございますが、こちらで現時点でお答えするような状況を持っているわけではございません。地元の注連原地区の住民の方にも事前に御相談はしている経過はございますが、軒数が少ないということもありまして、なかなか話が現実的にまでは至っていないのが現状でございます。

もし公募の応募がなかったらということになりますと、公募の啓発を進めるとともに、当座、直営というような形も検討してまいらなければいけないかとは思っております。ただ、公募していただけるように広報活動に努めてまいりたいと思っております。

それから、指定管理料につきましては、全員協議会の中で金額の明示はしておりませんが、考え方として、これは宿泊施設と文化財としての公開施設をあわせ持っておりますので、公開施設としてのかかる経費、積算を今しております、大体、年間で31万2,000円ぐらいの公開施設の維持管理料が発生するだろうと積算しておりますので、この金額等が年間の指定管理料になると考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、第1条に、3行目ですけど、うきは市新川田籠滞在型交流施設ということですね。滞在するのに何で時間が14時間ですか。滞在されんじゃないですか。せっかくこの地域に来たから、二、三日泊まろうたって泊まれんわけですね。14時間という時間制限がありますからね。そうすると、この名称、あるいは設置の滞在型交流施設というのは、滞在型を省かなきゃならんようになるんです。場合によっては、二、三日、泊まってもらわなきゃならんかもわかりませんよ。ところが、第7条で、開館時間及び休館日、これはどうなっているわけですか。

それから、第10条で、利用者は別表に定める使用料を利用許可のときに納付しなければならないということでもあります。だから、利用許可のときに、つまり納付するということでもありますけれども、これは当然、管理者ができればいいですけど、できない場合は教育委員会でこれを代行するわけですか。

それから、第13条ですね、36ページですね、利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、だから、この別表、37ページに書いてあります表は、これは最高額ということですね。この範囲内においてということですから。だから、指定管理者が、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めるということですから、じゃあ、6,720円から幾らにするつもりですか。幾らだったら許可するつもりですか。むしろ、1人が6,720円ということではありますが、恐ら

く1人で来ることはないと思います。家族連れとか、そういうことになります。例えば御夫婦で来ますと、とてつもない宿泊料になりますよ。これ、食事は自分でつくらなきゃならんわけでしょう。とても、今の旅館の料金とは、とてもかけ離れているわけ。果たしてこれでお客さんが来ると思っているわけですか。どういう計画を立てているわけですか。その計画書を示していただきたいと思います。年間どのくらいのお客さんがおいでになるかのね。その収益が上がらなきゃ、指定管理料も払えないということになりますよ。

大体、6,720円ということですが、例えば原鶴のスカイホテルですか、ここですと、6,980円で1泊で飲み放題、食べ放題ですよ。筑後川温泉の花景色も同じ。1泊2食付で6,500円ですよ。私、この間、2月17日、泊まりに行ったんですが、6,500円です。1泊2食付で風呂もちゃんとつとったわけ。その6,720円という計算根拠、これを示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 数点御指摘に御説明申し上げます。

まず、時間等の宿泊ということで、あくまでも使用料の積算根拠としての明示で御説明しております。利用時間等については規則で定めていくことになると思います。

それから、13条の利用料と使用料につきましての件でございますが、本件の地方自治法の244の2の規定の制度につきましては、指定管理者制度の利点ということで、地方自治法の244条の2の第8項、公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができるということが明記されております。

それから、同法第4項、収入が利用料金となり、公の施設の本来の効用を高めるため、指定管理者みずからの創意工夫により自主事業をすることができる。同第4項、指定管理者は使用許可を行うことができるということが明記されておりますが、この指定管理者の部分につきましては、自主事業として料金設定を行う、こういう形になってまいります。ですから、使用料としてはこの値段でございますが、これに自主事業としてのサービスを付加して宿泊客を受け入れることは可能でございます。そういう形で、同様な施設で長野県のほうにあります交流施設につきましても同様の運営を行っておられますが、そういう形で、うきは市としても取り組んでまいりたいと思います。

ということで6,720円、地元の旅館との金額につきましては、内容の差別化を行って、魅力のある施設づくりを目指していきたいと思っております。

それから、お休みですね、休館につきましては教育委員会が別に定めるということで、これにつきましては、指定管理者との協議もございます。通常の月曜日が休みというわけにはいきませ

るので、日・月の宿泊とかいう形でございますので、指定管理ということで協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 施設をつくって営業をやるんですから、当然、営業の計画を立てていなきゃならんということで、その計画ができているわけですか。年間の利用者。長野県か何かの話がありますが、その資料はとっているわけですか。年間どの程度の利用があっているかですね。そこと同じようなことということでありますから。

例えば長野あたりだったらスキー場があったりしますから、非常に宿泊の客が多いかもわかりませんが、うきはあたりでは、やっぱりこれから十何キロの山を登らなきゃならんということですから、もちろんバスは通ってありますけど、1日に何回かしか通ってありません。その交通の便が悪いところです。したがって、これは自動車を持っている方でないと恐らく利用できないということになります。まして、自動車を持っているということになりますと、とても1人、2人じゃない、場合によってはグループでおいでになる方もあると思うんですよ。

したがって、そういうことを考えて事業計画を立てて、そして、こういう条例を出してもらわなきゃ、何も計画ないで、これでやりますと、そんなでたらめな営業方法はありませんよ。したがって、事業計画ができてあったら、それを出してください。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 御質問の件でございます。

市の事業計画についてでございますが、これにつきましては、指定管理の公募をすることで進めてまいりましたが、指定管理者の事業計画、それから収支決算書を公募するときに申し込みの必要書類としております。指定管理者の応募される方が創意工夫をさせていただきますと、今、御指摘があったようなデメリットをメリットに変えるような方向の案をつくっていただくと、そういう御提案をしていただくということを考えております。市のほうが前提として枠を決めてしまいますと、指定管理に応募される方もその枠にとらわれてしまいますので、創意工夫をさせていただくことで提案書を提出していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 新川田箆では、いわゆる四季の舎というのが大きな失敗やっているわけですよ。あれも1日123人おみえになります、絶対そういう計画でいきますから建てさせてくださいとって無理に建てたでしょう。3億6,000万円ですよ、あれはですよ。そして、今はどういうことですか。全くあの四季の舎、3億6,000万円がどぶに捨てたような



ことでしょう。だから、もう少し——あれよりもずっと下ですよ。この交流施設よりももっと下ですけど、それでもお客さんがおいでにならんということでしょう。だから、もう少し真剣にやってもらわなきゃ、金は入れたわ、事業は始めるわ、料金はその指定管理者の収入になります。だから、お見えになれば収入になりますよ。ならんときは、じゃあ、どうするわけですか。お客さんがいない場合はどうする。指定管理者がやめるでしょう、恐らく。こんなお客さんが来ないのね。じゃあ、指定管理者の応募がない場合は直営でやるわけですか。直営でやるんだったら、その経費を出してください。だから、あくまでも指定管理者、その応募を待つのかですよ。全くなかった——恐らくないでしょう。31万2,000円、こういうのを指定管理料で払いますということですが、1カ月3万円にならんわけでしょう。そして、これから電気代を払っていかなきゃならんでしょう。せんだっての答弁で、光熱水費などを指定管理料として支払うということですから、31万2,000円で電気代が幾らかかるのかですね。クーラーもついてありましたし、夏は要らないでしょうけど、冬はかなり電気代が上がってくるということになりますけども、そういう電気料等については、どのように見込んでいるわけですか。これらについて資料提出を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 直営でということは現時点で考えておりませんので、資料の積算は行っておりません。

それから、宿泊客の電気料等につきましては、宿泊料金のところに付加していただくことで通常なっておりますので、うちのほうは公開施設の分についての電気料の積算をしておるところでございます。

資料につきましては、資料を作成しておりませんので、資料については御提示できません。申しわけございません。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 1つだけよかですか。質問じゃない、要望。

今、話聞きよったら、えらい、井勘定もええとこですね。しっかりやってください。

○議長（岩佐 達郎君） 要望です。ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。1時30分より再開します。

午後0時11分休憩

午後 1 時 29 分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第 3 4 号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案第 3 4 号、議案書 4 7 ページをお開きください。

議案第 3 4 号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成 2 8 年 3 月 3 日提出。うきは市長高木典雄。

4 8 ページでございます。

うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、5 9 ページにかけて記載をさせていただいております。

この議案につきましては、さきの全員協議会の折にも御説明をさせていただきましたとおり、人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣都市の給与改定の状況を勘案しながら、職員の給与の改定を行うために給与条例の改正を行うものでございます。

1 つは、4 8 ページからの第 1 条で規定してあります平成 2 7 年度分に係る改定ですが、大きく言って 2 点ございます。具体的には、1 つが、給料月額若年層の 2, 5 0 0 円程度の引き上げ、全体で平均しますとプラス 0. 2 4 % の改定、2 つ目が、勤勉手当のプラス 0. 1 月の改定でございます。

続きまして、議案書 5 2 ページ中段からの条例案第 2 条で規定してあります平成 2 8 年度分に係る改定ですが、こちらは大きく言って 3 点ございます。

1 つが、給料につきましては、総合的見直しにより平均 2 % の切り下げ。次に、管理職手当の定額化ですが、国・県や近隣都市の状況を踏まえて、これまでの定率制から定額制に見直しをさせていただいております。なお、このことにつきましては、定率制を見直して定額制を導入するように給与実態調査の折に——毎年、県でやっておりますが、給与実態調査の折に毎年、指摘を受けていたところがございます。3 つ目が、級別職務分類表を、地方公務員法の改正を受けて等級別基準職務表に改正し、基準となる職務について整理を行っているところがございます。

なお、今回の条例改正に伴う人件費の増加額は約 1, 4 0 0 万円を見込んでいるところがございます。詳しくは、補正予算が議題となった際に御説明をさせていただきます。

それでは、ここからは新旧対照表を使って御説明をさせていただきます。

新旧対照表の 1 9 ページをお開きください。1 9 ページです。

第 2 1 条、勤勉手当。第 2 1 条第 2 項におきまして、人事院勧告と同率の 0. 1 月分の引き上げ改定等を提案させていただいております。

中段の附則の第15項につきましては、附則の第12項に該当する特定職員、簡単に言いますと、55歳以上かつ6級以上の職員について1.5%の減額支給について、勤勉手当率の改定に伴う取り扱いを定めているものです。これまでどおり1.5%を減額する内容となっております。

それから、新旧対照表20ページ、次のページの中段から29ページにかけて、別表第1に人事院勧告等を踏まえた改定後の給料表を掲載しております。

以上が、議案書48ページからの改正条例案第1条に係る内容でございます。

続きまして、議案書52ページからの改正条例案第2条についてでございます。

こちらも新旧対照表を使って御説明させていただきます。新旧対照表の30ページをお開きください。30ページでございます。

新旧対照表の第1条でございます。第1条は、地方公務員法の改正に伴う援用条項の改正を行っております。

第2条は、議案第28号、第29号に関連して文言の整理を行っております。

第18条は、管理職手当の定額化に伴い、規定の見直しを行っております。

第20条の3第6項は、改正行政不服審査法の施行に伴う文言の整理をさせていただいております。

下のほうの第21条、勤勉手当ですが、第2項におきまして、人事院勧告と同様に平成28年度以降の勤勉手当の取り扱いを定めたもので、今回の引き上げ分を6月と12月にそれぞれ等分して勤勉手当を支給することを規定したものでございます。

31ページ、附則第15項に係る改正も同様の趣旨によるものです。

それから、31ページ後段から40ページにかけて、別表第1に人事院勧告で出された給与制度の総合的見直しを踏まえた改定後の給料表を掲載しております。

40ページの中段から最後の42ページにかけては、級別職務分類表を改正し、新しく等級別基準職務表として、各級に対応する基準となる職について規定をさせていただいております。地方公務員法の改正にあわせて現行の運用を整理させていただいております。

申しわけありません、議案書に戻りまして、議案書58ページをお開き願います。

議案書58ページから59ページにかけての附則でございますが、今回の改定に係る施行期日等について定めているものであります。

附則の第1条で、改正条例案第1条の平成27年度の給与改定に係る分について、勤勉手当の0.1月アップについては平成27年12月1日の適用とし、給料につきましては、平成27年4月1日より適用とするものです。また、改正条例案第2条の給与制度の総合的見直し及び管理職手当の定額化等につきましては、平成28年4月1日からの施行とするもので、附則第2条以下は、総合的見直しの導入に伴う調整措置や経過措置等について規定をさせていただいていると

ころでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号うきは市町並み交流館商家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） お手元の70ページ、議案第38号うきは市町並み交流館商家条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日。うきは市長高木典雄。

お手元の資料の新旧対照表50ページでございます。お聞きいただきたいと思います。

うきは市町並み交流館商家条例の一部を改正する条例の制定でございます。

改正理由。地方自治法第244条の2の規定により、指定管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

管理運営を指定管理者に交流館施設の利用許可並びに管理及び運営等を行わせるものとするものでございます。指定管理につきましては、公募につきましては一般公募を予定しており、議決後、速やかに行い、指定管理は公開施設としてかかる経費を指定管理料として行うものでございます。

お手元の新旧対照表、本則の以下、第3条から第15条、第16条まで指定管理にかかわる部分について改正を行っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） お手元の資料84ページをお願いします。

議案第43号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年3月3日。うきは市長高木典雄。

次ページをお願いします。

うきは市立公園条例の一部を改正する条例。

うきは市立公園条例（平成17年うきは市条例第161号）の一部を次のように改正する。

改正の理由につきましては、平成27年6月議会におきまして、小塩ホテルの里協議会が主体となり、ホテルの里広場にキャンプ設備を整備したことにより、キャンプ場としての利用が可能になったことによる条例の改正を行いました。その後、一定期間、市と地元の自治協議会のほうで管理を行った結果、特に問題もなく、指定管理に移行可能と判断したため、今回この条例を上程したものでございます。詳しくは、新旧対照表のほうで御説明いたしたいと思っております。新旧対照表の63ページをお願いします。

まず、第4条、指定管理に関する条項で、指定管理を行わせることができること、指定管理の指定に関する委託料を支払うことができることを明記しております。

第5条、指定管理が行う業務の範囲を明記しております。

第6条でございますが、指定管理者法令、条例に基づいて公園の管理を行わなければならないことを明記しております。

それから、次ページ、済みません、お願いします。

次ページ、下にございます第15条、利用料金等についての条項でございます。利用料金の徴収、利用料金の自己収入に関することを明記しております。

次ページをお願いします。

第18条で、指定管理の秘密保持義務に関することを明記しております。

最後の附則というところで、附則、この条例は公布の日から施行するということになっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。予算の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思っております。なお、給与等及び財源組みかえのみの項については、質疑のみを行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） お手元に平成27年度うきは市補正予算（第5号）の予算書をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第4号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度うきは市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,256万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億4,299万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、9ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正でございます。

1の追加でございますけれども、次の10ページにかけまして18件、今回、上げております。内容につきましては、国の補正に伴いまして、平成28年度へ繰り越しして実施する案件が12件でございます。それから、年度内に事業の完了が困難なため、28年度へ繰り越すものが6件でございます。合わせての18件でございます。なお、国の補正に伴いますものにつきましては、9ページの全てと、次の10ページの上から2番目の6款1項の農業費までの分が国の補正に伴うものでございます。7款以降が年度内で完了が困難なため、繰り越しを予定しているものでございます。

それでは、説明させていただきます。

2款1項総務管理費。事業名が企画費で、結婚新生活支援事業費補助金360万円の繰り越しを予定しております。内容につきましては、こちらは、今回、国の補正によりまして、国に現在申請中の補助事業でございます。申請が通りましたら、繰り越して28年度で実施するというところでございます。

続きまして、同じく2款1項総務管理費。電子計算処理費、事業が情報セキュリティ強化対策業務委託料、金額が4,303万3,000円。これにつきましては、マイナンバー制度導入に伴いますセキュリティの強化対策ということで、国のほうから、今回、補正に伴いまして上限1,500万円の補助があつておるところでございます。28年度に繰り越しまして実施をするところでございます。

続きまして、2款1項総務管理費。事業名が地域少子化対策事業、子育て世代応援託児所運営

委託料等でございます。繰り越し予定額が450万円となっております。これにつきましては、国の地域少子化対策重点推進交付金に申請を現在いたしております。採択がおりた場合に28年度で実施する予定でございます。

続きまして、2款1項総務管理費。歴史的資源活用事業、歴史的資源評価・活用計画策定委託料等、これにつきましても、国の補正に伴いまして計画をしておるものです。現在、国のほうに申請を行っております。今回の国の補正でできました地方創生加速化交付金の中の事業として上げておるものでございます。

続きまして、その下、2款1項総務管理費。地域総合商社推進事業、地域総合商社事業計画策定・試行・検証委託料等、金額は6,487万9,000円。これにつきましても、現在、国の加速化交付金に申請を行っているところのものでございます。

その下、2款1項総務管理費。創業支援推進事業、福銀跡地外壁改修工事費等、これにつきましても、今回の加速化交付金に申請を行っておるところでございます。申請が採択されましたら28年度で実施するものでございます。金額が1,040万6,000円でございます。

続きまして、その下、2款1項総務管理費。女性起業家等支援事業、起業創業相談事業告知用サイト作成委託料等。これも同じく国に申請中の地方創生加速化交付金でございます。金額が181万5,000円でございます。

その下、2款1項総務管理費。農業ブランド化推進事業、農業経営者スキルアップ事業費補助金。これにつきましても、加速化交付金の中で国に申請中の事業でございます。繰り越し予定金額が1,010万円でございます。

続きまして、2款3項戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳費で地方公共団体情報システム機構負担金。これにつきましては、マイナンバー交付事業に伴います、地方公共団体から情報システム機構への負担金でございます。これも国の補正に伴うものでございます。予定金額が528万5,000円でございます。

続きまして、その下、3款1項社会福祉費。年金生活者等支援臨時福祉給付金事業。これにつきましては、今回の国の補正に伴うものでございます。事業費が1億2,000万円で、事務費が882万6,000円、合わせまして1億2,882万6,000円を28年度に繰り越して実施予定のものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款2項児童福祉費。事業名が一般保育所総務費で、保育所等の利用者負担軽減措置対応システム改修委託料。これにつきましても、国の補正に伴うものでございます。平成28年度より、保育所等の利用者の負担軽減措置が実施される予定でございます。それに伴いますシステムの改修関係の委託料を繰り越すものでございます。108万円でございます。

続きまして、6款1項農業費。農業振興一般管理費の中で、担い手確保・経営強化支援事業費補助金。これにつきましても、国の補正に伴うものでございます。国のTPP対策に伴います担い手確保・経営強化対策ということで今回1,300万円を28年度に繰り越して行うものでございます。

続きまして、その下、7款1項商工費。温泉地観光推進事業で筑後川温泉看板設置工事費。金額につきましてもは1,244万円でございます。これにつきましても、年度内に事業の完了が困難なため、28年度に繰り越すものでございます。

その下、7款1項商工費で、企業誘致対策費、測量調査委託料。金額につきましてもは1,370万円でございます。これにつきましても、鷹取工業団地の測量調査でございます。これにつきましても、年度内に事業完了が困難なため、28年度に繰り越すものでございます。

続きまして、8款2項道路橋りょう費。道路維持補修費で、橋りょう改修工事費でございます。これにつきましてもは、川前橋、江南橋の橋梁改修につきましても、県との河川協議に時間を要したため繰り越しを予定するものでございます。金額が2,550万円でございます。

8款2項道路橋りょう費でございます。一般道路新設改良事業、道路改良舗装工事費等でございます。これにつきましてもは、市道2線につきましても、用地買収、登記手続等に時間を要したため、繰り越すものでございます。予定金額が1,740万円でございます。

続きまして、11款1項農林水産施設災害復旧費。事業名が過年発生農業用施設災害復旧事業で測量登記委託料等でございます。これにつきましてもは、巨瀬川筋妹川の元有農道等の用地買収、登記手続に時間を要したため、繰り越しをお願いするものでございます。金額につきましてもは184万9,000円でございます。

その下、最後でございます。11款2項公共土木施設災害復旧費。事業名が現年発生公共土木施設災害復旧事業、災害応急工事費でございます。金額が580万円でございます。これにつきましてもは、昨年度8月15日の台風15号の災害復旧事業関係で、現地の調査、詳細測量に時間を要したため、年度内完成が困難なため、繰り越すものでございます。

続きまして、2の変更でございます。

款項が、11款2項公共土木施設災害復旧費。対象事業が過年発生公共土木施設災害復旧事業、24年発生災害復旧工事分でございます。補正前が1,000万円、補正後が2,597万6,000円となっております。この件につきましてもは、12月議会で1,000万円の繰り越しの承認を受けたところでございます。その後、2点理由がございます。美住地区の道路災害復旧で県の治山工事の完成を待って工事に着工したため、年度内の完成が難しくなったところが1点でございます。この分の工事費が1,645万円でございます。それから、もう一点が、楮原川、つづら川筋の確定測量が年度末となり、分筆登記が必要となったため、登記委託料等、それから



ハウスの復旧に要する補償費等が繰り越すことになったところでございます。登記委託料、補償費、合わせまして952万6,000円の繰り越しでございます。

続きまして、11ページでございます。

第3表、地方債補正でございます。

1、変更。合併特例事業。補正前が1億3,880万円でございます。補正後が1億3,710万円、170万円の減となっております。これにつきましては、国・県道路の改良事業の市負担金の確定による減額でございます。具体的には、大谷川改修工事の負担金、それから合瀬耳納トンネル工事の27年度分の負担金が確定したことに伴います合併特例債事業の減額でございます。

続きまして、その下、一般補助施設整備等事業でございます。補正前が1,470万円、補正後が2,220万円、750万円の増となっております。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、マイナンバー制度導入に伴いまして、電算システムのセキュリティ強化事業に対しまして国のほうが補助金を上限1,500万円で交付するところでございます。2分の1補助ということで750万円の補助がありますけども、その補助裏でございます750万円が起債対象ということで、今回、増額になるものでございます。

続きまして、緊急防災・減災事業。補正前が3,760万円、補正後が3,650万円、110万円の減でございます。

続いて、全国防災事業。補正前が4,700万円、補正後が2,830万円、1,870万円の減でございます。この2件につきましては、浮羽中校舎及び千年小学校体育館の耐震化工事の確定による起債金額の減額でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 10ページの7款の商工費の1商工費、事業の名前で温泉地観光推進事業、筑後川温泉看板設置工事費ということで、何々の困難でということでございますが、もうちょっと詳しく説明のほど、お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 看板設置につきましては、一応年度内に完了するというところで事業を進めておったところでございます。第1回の入札を行いましたけれども、市内の業者、たしか19社だったかと思っておりますけれども、入札不調に終わりました。それで、再度、価格の見直しを行いまして、再度の入札を実施いたしましたけれども、それにつきましても不調に終わったところでございます。2回の不調になりましたので、今回、繰り越して実施をさせていただいた

いということで上げておるところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっとお願いします。

繰越明許費、今回、国の補助を12項目ありますけども、この補正予算の中で金額が明確なものが、一致しているものが半分はあるんですけども、これ、内訳を簡単にいただけませんか。委員会付託になろうと思うんですけども、この金額が、事業だけでびたっときておるのが4つ、5つあります。ただ、ほか、どこを合算しているのか全然わかりませんので、それをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 常任委員会で準備をしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今の関連でお願いですけども、今言った12項目について、国、申請の事業内容も含めて、ちょっとそれをきちんと教えてほしいということと、あと、補助の対象となる金額が幾らなのかということも含めて、もし説明に書けるようであれば、お願いをしたいなど。あわせてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） そのように、わかるように表示したいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 先ほど5番から質問がありましたが、筑後川温泉の看板の設置工事が間に合っていないということですが、第1回の入札はいつやったわけですか。当初予算で決まっている事業なんですね、これ。27年の当初予算で決まっている事業が第1回の入札はいつだったのか、さらに第2回がいつだったのか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ちょっと調べまして、後で報告させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書63ページをお開き願います。

職員の人件費の補正について御説明をさせていただきます。63ページです。

職員数につきましては、当初予算で見込んでおりませんでした職員の退職に伴いまして1名の減を計上しております。給与費につきましては、給料で2,085万1,000円、職員手当で261万7,000円の減額となり、計2,346万8,000円の減額を計上させていただいております。給料の減額につきましては、退職者や育児休業者の実績等によるものが主な要因となっております。また、退職手当組合負担金につきましては、退職手当組合負担金は、退職者の状況等を踏まえまして600万円の減額、共済費につきましては、給与の減額及び追加費用の確定に伴い4,080万円の減額を見込んで計上させていただいております。

給与改定に伴う人件費への影響額につきましては、一般会計合計で886万7,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが7,913万5,000円の減額を見込んでおりまして、合わせますと、合計欄に記載しております7,026万8,000円の減額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、1款1項議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、補正予算書の29ページをお開きください。

1款1項1目議会費、9節旅費84万2,000円の減額補正です。及び11節の需用費のうち、印刷製本費10万円の減額につきましては、両方とも支出見込みにより減額補正をさせていただいたものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書30ページでございます。

2款1項1目一般管理費、4節共済費の社会保険料等30万円及び7節賃金の200万円の減額補正でございますが、育児休業等に対する突発的な臨時職員の雇用について予算措置をさせていただいておりましたが、決算見込みによる減額補正を計上させていただいているものです。

続いて、2目文書広報費20万5,000円の減額補正ですが、広報うきはの印刷製本費の入

札残見込み額等について、決算見込みにより減額補正を計上させていただいているものです。

○企画財政課長（金子 好治君） 8目につきまして、企画財政課関係分を説明いたします。

補正額が全体で170万6,000円となっております。

1節の報酬65万4,000円の減額につきましては、総合計画審議会委員の報酬の減額でございます。当初、学識経験者を3名予定しておりましたけれども、現実には1名になったところがございます。それから、全体の回数を多く見て8回予定しておりましたけれども、5回で終わりましたので、その分の減額でございます。

それから、企画財政課分が、下のほうに下がります、19節の負担金、補助金及び交付金の中の結婚新生活支援事業費補助金でございます。これは繰り越しの中で先ほど申し上げましたけれども、今回、国のほうに申請をしておる事業でございます。新規に結婚された方につきまして、年収で300万円以下の御夫婦の世帯に対しまして、住居の賃貸あるいは引っ越し、そういった費用を上限18万円の補助を行うものでございます。年間、繰り越しまして20組を予定しております。国の補助率が4分の3でございます。これにつきましては、一応3月末に国のほうの採択が決定いたしますので、決定がございましたら、28年度に繰り越して実施をする予定でございます。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 続きまして、2款1項8目の分でございます。

旅費並びに使用料及び賃借料等の関係でマイナスとなっております。これは地域おこし協力隊の活動費ということで上げておりましたけど、最終的に若干減となりましたので、その分を予算の中で減額しておるところです。

以上です。

○企画財政課長（金子 好治君） 続きまして、9目地域活性化推進費でございます。補正額が300万円の減額でございます。これにつきましては、デマンド型乗合いタクシー運行委託料の減額でございます。平成26年度までは月額50万円掛け12カ月ということで契約をしておりましたけれども、内容を見直しいたしまして、タクシーの実費料金のほうに契約の変更を行いました。そういった関係で300万円の減額となったところがございます。

○総務課長（石井 好貴君） 同じく11目電子計算処理費3,775万6,000円の増額補正でございますが、13節委託料におきまして、社会保障・税番号制度対応システム改修分、いわゆるマイナンバー制度に係る分を決算見込みにより305万8,000円の減額、情報セキュリティ強化対策業務委託料につきまして、さきの全員協議会で御説明させていただきましたように、国の自治体情報セキュリティ強化対策補助事業を活用しながら、当市の情報セキュリティーの強化を図るため4,303万3,000円の増額補正を計上させていただくものでございます。なお、この分につきましては、先ほど企画財政課長の説明もありましたように、全額を繰り越しさせて

いただき、執行させていただきたいと考えております。

また、14節使用料及び賃借料52万3,000円、19節負担金、補助及び交付金169万6,000円の減額補正につきましては、いずれも決算見込みにより補正をさせていただくものです。

○企画財政課長（金子 好治君） 13日の新エネルギー対策費につきましては、財源組みかえでございます。

○総務課長（石井 好貴君） 15目諸費47万9,000円の減額補正ですが、市民活動総合補償保険料等につきましては、決算見込みにより補正をさせていただくものでございます。

○企画財政課長（金子 好治君） 16目地方創生推進費、補正額が1億1,905万5,000円でございます。こちらにつきましては、うきはブランド推進課、それから生涯学習課、農林振興課、福祉事務所、企画財政課、市民協働推進課、以上の課が関係をいたしております。代表いたしまして、私のほうから説明をさせていただきます。

これにつきましては、まず、国の加速化交付金に2つのプロジェクトを申請しておる関係がございます。

まず、うきは地域総合商社設立による外貨を稼ぐ地域づくり及び創業支援による仕事づくりプロジェクト、これが総額で7,710万円でございます。それから、加速化交付金のもう一つのプロジェクトとして、地理的環境・歴史的環境を生かしたブランディング戦略に基づく地域農業のイノベーション事業、この分が3,745万5,000円でございます。それと、別に、地域少子化対策重点推進交付金事業、この3つの事業がこの中に組み込まれております。いずれも今回の国の補正に伴います予算措置でございます。国の補助が、これが3事業とも加速化交付金、それから地域少子化交付金につきましても10分の10の補助事業でございます。現在、国に申請しておりますので、最終的に3月29日になりましたら、その採択がはっきりしますので、採択されましたら、先ほど繰越明許のところの説明いたしましたように、28年度に繰り越して実施を行おうとするものでございます。

なお、加速化交付金の中で一部、28年度の予算とダブル計上をしておる部分がございます。万が一、こちらの加速化交付金のほうが不採択になった場合でも、28年度、この事業だけはやりたいという部分は、28年度の当初予算にも一部計上いたしております。そういった部分のダブル計上があるということもあわせて御説明を申し上げます。

まず、報酬関係でございます。40万4,000円、これにつきましては、古墳群整備基本計画策定関係の費用でございます。

その下が、共済費及び賃金を上げております。これは総合商社設立準備に伴います嘱託の賃金及び社会保険料でございます。

それから、8節の報償費99万円につきましては、託児のためにベビーシッターを養成する講座を予定しております。その分の講師謝金、それから、その下の講師謝礼等と89万5,000円とありますのは、女性起業創業講座を予定しております。その講師謝金でございます。それから、勉強会講師謝礼、謝金につきましては、円形劇場を活用するための講師謝金3万円でございます。

それから、9節の旅費につきまして93万4,000円の費用弁償ですけれども、古墳群整備基本計画策定に伴います議員への費用弁償を予定しております。

それから、11節の需用費219万1,000円につきましては、まず、消耗品につきましては、ベビーシッター養成講座のテキスト代等を予定しております。15万5,000円でございます。それから、印刷費203万6,000円につきましては、公式の観光パンフレットの印刷、日本語、外国語版を予定いたしております。それから、託児養成講座募集のチラシ等もこちらのほうに予定をしております。託児のチラシが33万円です。残りがパンフレット等になります。

それから、12節の150万円の広告料ですけれども、観光促進広告料として、雑誌ほか、いろいろな交通機関への広告掲載、そういったものを予定しておるところでございます。

それから、委託料5,993万4,000円ですけれども、まず、これにつきましては、創業支援事業運営業務委託料として220万円、それから創業支援事業ポータルサイト維持管理委託料が31万1,000円でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。32ページです。

こちらにつきましては、創業支援関係の関係予算を上げております。上の創業支援用広報素材制作委託料、それから地域総合商社事業計画策定・試行・検証委託料が3,000万円でございます。それから、観光アプリケーション開発委託料が486万円、そして、うきはブランド推進委託料でございます。これにつきましては、新商品の試作、それからイベントのコーディネート、そういった関係の委託を予定しておるところでございます。150万円でございます。その下が観光アプリの保守委託で32万4000円でございます。

その下、子育て世代応援託児所運営委託料400万円。これにつきましては、乳幼児を抱えたお母さん方が、なかなか子供さんを預かる場所というのが、保育所というのがあるんですけども、保育所にはなかなか、いろんな条件があって預けられない、そういった方を預ける託児所を今回することによって、若い世代の生活を応援するというので予定をしておるところでございます。また、その託児にかかわる方を、ベビーシッターを養成して、養成された方でこういった託児を行いたいということで計画を上げておるところでございます。これにつきましても、先ほど言いましたように、申請中の事業でございます。

それから、その下、起業創業相談事業告知用サイト作成委託が64万8,000円。その保

守管理委託が26万円。それから、委託の一番下でございます。歴史的資源評価・活用計画策定委託料1,313万1,000円。これにつきましては、市内の古墳、それから円形劇場等の歴史的資源の活用方法をといたしますか、そういったものを研究する委託をするものでございます。

14節使用料及び賃借料21万2,000円。会場借上料として20万円。これにつきましては、観光PRブースの借上料でございます。いろいろな全国でそういったプロモーション等をするに当たりまして、会場の借り上げをする場合の賃料でございます。それから、起業創業相談事業告知用サイト使用料が1万2,000円でございます。

続きまして、15節工事請負費につきましては、総額で3,759万5,000円を上げております。これにつきましては、現在ございます福岡銀行の跡地を創業支援の拠点とするために、その外壁工事を行うものでございます。それが490万円。それから、地域総合商社施設整備工事費、これにつきましては2,000万円を上げております。これにつきましては、道の駅横の旧家宝資料館がございます。あちらを地域総合商社として改修するための予算でございます。それから、その下、歴史的資源関連施設整備工事費200万円でございます。農地周辺の歴史的資源の関連施設分でございます。それから、道の駅うきは関連歴史的資源保全工事費1,040万円でございます。

それから、16節原材料費といたしまして50万円。これにつきましては、うきはブランド商品の開発のための材料代でございます。

18節備品購入費につきましては200万円。これは地域総合商社の備品購入費でございます。

それから、19節負担金、補助及び交付金関係です。1,010万円です。これにつきましては、農業経営者スキルアップ事業費補助金ということで、レインボーファームにおきます新規就農者のスキルアップ事業として、補助金1,010万円でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） どうせ委員会付託になりますけれども、16目の地方創生推進費の中で、古墳群の整備基本計画策定委員会というのが開催されます。この中で識見を有する委員が7人いらっしゃるわけ。これは4回ですね。それから、その下の識見を有する委員（専門委員）が1人いらっしゃいますが、この方は2回、その下の委員は3人ですが、上の委員と同じように4回。この専門委員が半分しか出ないという、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 古墳群の委員の皆さんの説明でございます。

策定委員会の中で、屋形の古墳群ですけども、小委員会を設けておりまして、専門委員の方については2回、小委員会を開く、開催することで考えております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 小委員会は何人で構成するわけですか。識見を有する専門委員は2回しか出ないんですよ。ほかは4回出るんですよ。その小委員会はどのような構成になっているわけですか。だから、専門委員が小委員会の中に入るから回数が多いというのはわかるけれど、専門委員が少ないんですよ。専門委員のほうが少ない。2回。それから、大学ですか、大学教授とか、そういう人が4回ですね。それから、委員の人も4回出る。何で専門委員はその4回に加えないわけですか。会議が開かれるのにですよ。どうも今の説明では納得ができません。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 小委員会というのは、専門的な方に——実際的には東京文化財研究所でございますけども、の方に来ていただいて開催をいたしますので、委員会とは別に開催をする予定にしております。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、1人で会議開くわけ。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 構成については、恐れ入ります、確認をして申し上げたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 要望です。それぞれ付託されるというふうになると思いますので、説明を簡潔に、要点のみをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 要望です。お願いします。次、11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 9目のデマンド型乗合いタクシー運行委託料ですね。もう少し計算方式をお願いしたいと思います。それから、今の利用状況ですね。それと、これはどこの地域の分なのか。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） デマンドにつきましては、まず、場所は妹川地区と小塩地区でございます。

経過ですけども、これは西鉄バスをやめまして、デマンドに変えました。その際に、地元のタクシー業者の方ともいろいろ話し合いをしながら、月額幾らという形で当初、契約をしておりましたが、実際、利用が少ないという現実がありました。そういったことから、業者のほう



と折衝をいたしまして、金額を実費とプラス月額3万円に変更しようということで合意を得ましたので、今回、減額するところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） わかりました。

それから、16目13節の委託料の創業支援事業運營業務委託料、これは総務ですかね、付託は。（「総務」と呼ぶ者あり）総務でしょう。そしたら、これは福岡銀行跡地ですということでしょう、この業務は、どこに委託をされるのか。

それと、福岡銀行跡地でされるということでございますけれども、あそこは、さきの水害のときに水はけが悪くて、あそこに床上浸水したんですよ。そして、あのときちょうど着物とかのクリーニング屋さんが入っておいりましたけども、全部、洗濯機とか乾燥機が壊れて、そして一度修理したんですけれども、1週間ぐらい後にまた雨が降ったときに、またあそこが床上つかって、とうとう、もうこれ以上、機材を買うお金がないということで撤退をした経緯があります。そういったことから、排水工事をせないかんとじゃなかろうかという気もいたしますけれども、その辺どうなっているのか。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 創業支援事業の運営委託のほうですけど、これは今、既に平成27年度のほうも現在やっております、いろんなところから講師をお招きしまして、創業支援希望者の方たちにずっと研修等を受けてもらっておるところであります。この分については、また同じような形で創業支援——起業希望者があるような方について、いろんな研修会を今後ともやっていきたいというようなところでの委託料ということになります。

それと、福銀跡地の関係ですけど、これも平成27年度に一部、改修工事費ということでやっております。なかなか予算の関係上、全部発注ということができませんでしたので、自分たちのほうでもいろいろ作業をしながら、現時点では1階部分については、前の雨で浸水したところの床を全部はぎまして、そして若干かさ上げをして、今、全部板張りというような形で、もう既にある程度、内装のほうの部分につきましては改装が終わっております。今回、外壁のほうがやっぱりひびが入っております、そこからかなり、この前の大雨のときに壁のほうからの浸水というところがかかなりあるというふうなところもありましたので、そういった部分を含めての外壁工事を今回、予算として申請させていただいておるところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） これ、所管が総務になるのか、どっちかちょっとわかりませんが、32ページの15節、道の駅だから、所管、総務ですかね。しかし、歴史が入ってい

るから文教かなと思っているんですが、総務であれば、お聞き、ちょっとこの点を。道の駅うきは関連歴史的資源保全工事、もうちょっと詳しく教えていただけないかと思います。よろしく。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習、所管でしょう。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） 33ページをごらんください。

2款2項2目賦課徴収費、4節共済費9万1,000円の減額補正、7節賃金64万1,000円の減額補正です。これは、この2つは臨時職員分の決算見込みにより減額補正するものでございます。

それから、13節委託料202万7,000円の減額補正です。これは委託の契約が全て終了しましたので、執行残額の減額補正をするものです。

以上です。

○徴収対策室課長（段野 弘美君） 続きまして、補正予算書の33ページです。

11節需要費の印刷費80万円、12節役務費、通信運搬費150万円、手数料40万円、口座振替手数料10万円、これは、いずれも決算見込みによる減額でございます。この中で、印刷費につきましては、納付書の圧着はがきになりますが、これにつきましては、前年度の残を利用しながら使っておりましたが、これまでは古くなると、はがきのつきぐあいが悪いなどのロスが多かったところでございますが、今年度については、その件数が少なく、前年度の残を有効に利用できたことと、通信運搬費につきましては、補正予算編成時の支出額が約379万円で当初予算額の約6割の支出状況ですので、残件数を勘案して減額するものです。手数料につきましては、インターネットの公売を予定していましたが、差し押さえた動産が昨年11月22日に開催いたしました県との合同公売会で完売いたしました。その公売会の残をインターネットでということと計画していましたが、出品する差し押さえ品がございませんので、それに伴う減額です。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 34ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、19節負担金、補助及び交付金

528万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により特定個人情報の提供に関する省令によりまして、市町村長は機構に通知カード、個人番号カード関連事務を行わせることができるとされております。今回の補正は、地方公共団体情報システム機構に対する関連事務費の負担金でございます。経費の総額に対して人口割をしたものでございます。なお、全額、国からの補助金で、歳入の20ページ、個人番号カード交付事業補助金528万5,000円と同額となっております。6月の補正で1,097万2,000円計上していたしましたので、総額で1,625万7,000円となります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、2款4項選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書35ページでございます。

2款4項4目大石堰土地改良区総代選挙費566万4,000円、5目八龍財産区議会議員選挙費75万8,000円、6目船越財産区議会議員選挙費82万2,000円の各減額補正ですが、執行経費の確定により補正をさせていただくものです。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 各選挙費で経費の確定、確定はいつされたのか、お願いしたいと思います。確定日。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 申しわけありません。手元に持ってきておりませんので、さきの12月以降では間違いはないんですが、後ほど報告させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わります。

次に、2款5項統計調査費の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 2款5項3目国勢調査費、補正額75万6,000円の減額でございます。調査員分の報酬の減額でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款5項の質疑を終わります。

次に、2款6項監査委員費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款6項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 補正予算書39ページ、3款1項1目社会福祉総務費、3節職員手当等のうち、時間外勤務手当75万円、4節共済費23万1,000円、7節賃金153万8,000円、9節旅費1万1,000円、11節需用費68万円、12節役務費239万6,000円、13節委託料320万円、14節使用料及び賃借料2万円、20節扶助費1億2,000万円。国が実施します年金生活者等支援臨時福祉給付金の予算でございます。対象者は4,000人を見込んでおります。支給額は1人3万円です。この予算は28年度へ繰り越しをいたします。

続きまして、3目老人福祉費、8節報償費129万7,000円の減額。敬老祝金、敬老会謝金の決算見込みにより減額するものです。

○市民生活課長（重富 孝治君） 19節負担金、補助及び交付金809万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、後期高齢者療養給付費負担金、今年度の請求額の確定によるものでございます。

続きまして、6目重度障害者医療対策費、23節償還金、利子及び割引料87万2,000円の増額でございます。過年度重度障害者医療費支給事業費県費補助金の返還金でございます。精算通知により平成26年度超過分の返還金でございます。

○福祉事務所長（秦 克之君） 7目障害者対策費、13節委託料210万3,000円の減額、19節負担金、補助及び交付金56万円の減額、扶助費2,249万9,000円の減額でございます。委託料につきましては、福祉サービス支給管理のシステム改修を予定しておりました。これはマイナンバーに関係する改修ですけれども、今年度は改修がないということで全額減額をするものです。なお、28年度はマイナンバーに対応するシステムをリースで導入する予定ですので繰り越しはいたしません。手話奉仕委員養成研修事業委託料、発達障害児等巡回支援事業委託料は、決算見込みにより減額をするものでございます。負担金、補助及び交付金、成年後見制度助成金は、該当者が現在おりませんので減額するものでございます。扶助費につきましては、障害者福祉サービスの利用者が増加したため増額するものでございます。

以上です。

○保健課長（増岡 寿君） 続きまして、8目介護保険対策費でございます。1,015万8,000円の減額でございます。内訳でございますけれども、19節負担金、補助及び交付金でございます。まず、県介護保険広域連合負担金282万8,000円の減額でございます。これは福岡県介護保険広域連合負担金の額の確定により減額補正するものでございます。それから、その下の低所得者保険料軽減負担金733万円でございます。これにつきましては、本人及び世帯員全員が市民税非課税に該当する低所得者の介護保険料軽減のために市が負担する額が確定したことにより減額補正するものでございます。

続きまして、9目地域支援事業費326万円の減額でございます。7節賃金138万円の減額でございます。これは決算見込みに伴う減額でございます。続きまして、20節扶助費、家族介護継続支援事業188万円の減額でございます。これにつきましては、紙おむつ支給事業でございますけれども、これは介護度1から5の方への紙おむつ支給事業ですが、利用者数の見込み減により減額補正するものでございます。

○福祉事務所長（秦 克之君） 10目臨時給付金事業費、20節扶助費196万5,000円の減額。子育て世帯臨時特例給付金の決算見込みにより減額するものです。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 41ページ、3款2項1目児童福祉総務費、1節報酬8万1,000円の減額。20節扶助費470万5,000円の減額。報酬につきましては、子ども・子育て会議を2回分子算化しておりましたが、臨時に開催する案件がございませんでしたので減額をいたします。扶助費については、児童入所施設措置費の決算見込みにより減額するものです。

2目児童措置費、20節扶助費2,393万7,000円の減額。児童扶養手当、児童手当の決算見込みにより減額するものです。

5目民間保育所費、これは財源組みかえです。

6目一般保育所費、13節委託料108万円の増額補正です。これは、平成28年度に360万円以下の多子世帯の保育料負担減額、ひとり親世帯の保育料負担減額が実施されます。それに対応するための改修委託料で、28年度に繰り越しをいたします。

7目、財源組みかえでございます。

9目放課後児童対策費、13節委託料171万2,000円の減額補正。学童保育所への委託料決算見込みにより減額するものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 3款3項2目扶助費、20節扶助費3,800万円の減額です。決算見込みによる減額でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 4款1項1目保健衛生総務費でございます。7節賃金でございます。看護師等賃金180万円の減額でございます。これは決算見込みに伴う減額でございます。それから、13節委託料、システム改修委託料でございますけれども、これはマイナンバー制度導入に伴う保健情報システムの改修費用でございますけれども、当初、国の試算に基づいて予算計上しておりましたけれども、入札の結果、その残額を減額補正するものでございます。

続きまして、2目予防費、13節委託料でございます。予防接種委託料でございますが、1,500万円の減額でございます。これにつきましては、接種者の見込み減により減額補正するものでございます。具体的には、高齢者インフルエンザ、それからポリオ、子宮頸がん、それから水ぼうそう、それから高齢者肺炎球菌が該当しております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、4款2項清掃費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 44ページをお願いいたします。

4款2項2目塵芥処理費、13節委託料175万円の減額でございます。粗大ごみ回収・処理委託料の決算見込みの確定により減額補正を行うものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで4款2項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。担当課長は順次説明をお願いします。農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 45ページをごらんください。

6款1項3目農業振興費3,300万円の増額補正です。内容といたしましては、19節負担金、補助及び交付金が1,300万円の増額補正となっております。内容といたしましては、国のTPP対策27補正の支援事業での補正となっております。内容といたしましては、認定農業者2名のトラクター購入の補助金です。補助率といたしましては、2分の1というふうになっております。それと、24節投資及び出資金2,000万円の増額補正となっております。これにつきましては、うきはレインボーファームへの出資金です。26年の補正で500万円出資金を出資しておりましたけれども、今回2,000万円の出資金を補正することにより、JAにじとの2,500万円同等の出資となるものです。

以上です。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 同じく7目山村地域振興費でございます。320万円の減です。これにつきましては、山村地域振興補助金事業の確定によるものでございます。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 8目です。農地費133万5,000円の増額補正するものです。内容といたしましては、19節負担金、補助及び交付金の増額補正となっております。増額の理由といたしましては、この事業につきましては、県営事業の負担金となっておりますので、県営事業の事業確定に伴う額の決定による増額補正です。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 7款1項2目です。商工業振興費、共済費、賃金、使用料及び賃借料でございます。共済費12万1,000円の減、賃金48万7,000円の減、

使用料及び賃借料の27万円の減と。これにつきましては、地域おこし協力隊のほうの採用後の着任が当初予定しておりました時期よりおくれた関係がございまして、当初予定していた活動費等、全てにつきまして減額するものであります。

3目観光費249万5,000円の減と。これにつきましても、同じように、地域おこし協力隊のほうの着任時期が当初予定していたよりも2カ月ほどおくれたので、そういった部分によって、住宅借上料であるとか、いろんな活動費関係が減となったものであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 49ページ、よろしくをお願いします。

8款2項3目道路新設改良費200万円の減額補正です。内訳といたしましては、13節委託料100万円につきましては、市道大野原・小松堀線において測量を行った結果、詳細設計の必要がなくなったための減額補正でございます。22節100万円の減でございますが、市道中崎・白土線と県道との交差点協議に時間を要したことにより、次年度発注となったために減額補正するものでございます。

4目国営事業促進費の187万円の減額でございます。こちらにつきましては、12月に福岡県議会において、合瀬耳納トンネルの工事工期が延期されたことにより、市の負担金も同時に延期されることにより、今回、減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。



次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（楠原 康成君） 予算書51ページをお開きください。

9款1項2目非常備消防費、8節報償費225万8,000円の減額でございます。消防団員退職報償金の決算見込みによるものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 4目災害対策費でございます。328万7,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、19節の負担金、補助及び交付金の328万7,000円の分の減額補正です。理由といたしましては、木造住宅耐震改修事業費補助金というのがございまして、その補助金に対しまして個人からの申請がなかったことにより減額補正をいたします。木造耐震診断の補助金につきましては1件ございましたので、1件分を予算として使用いたしまして、残りにつきましては減額補正するということでございます。本年度、このように補助金の利用が少なかったというところがございますので、引き続き、広報紙、ホームページ、チラシ等で周知に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） これは付託をされますが、今の木造耐震の関係です。この場で言ううとったほうが良いと思うんですが、計画では、県の指導もありまして、かなり高い——9割ですかね、7割ですか、全戸の。うきは市住宅の全戸に対して目標値が7割、記憶では相当高い数字がありましたけども、ほとんど進む状況でないと思いますが、何らかアクションを起こしてやっておられるのかどうか。でないと、計画——とにかく計画ができればいいという形はもう、完全にそういう状況だと思っておりますので、その辺はこの場でお聞きしておきたいと思いますが、何らかのアクションを起こして活動なさっているのかどうか。推進をですね。よろしく願います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） まず、アクションというのは、こちらのほうからはまだ——プッシュとしては広報等でやっていくしかないと思っております。あとは、個人的に訪れをするというのはちょっと、人間的にもちょっと厳しいものがあるというところがございます。

こういう補助制度があるんですけど、やはり使われないのは、やっぱり地震に対する、あんまり危機感が薄いというふうに私のほうはちょっと感じております。耐震補強をしなくても大丈夫だろうというふうな形になっております。というのがまた、補助率が半分ぐらいでございますので、そこまでして耐震補強をするのかという部分がございます。一方では、やはり安全・安心を

守らなくちゃいけないという国策、県策、市策の中で、このような補助金を使って耐震補強をしていって安全に暮らしていただきたいというふうに私ども思っておりますので、そういう広報等を通じて努力していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 予算書の53ページになります。

10款2項1目学校管理費1,313万9,000円の減額補正です。13節委託料250万円の減、15節工事請負費648万1,000円の減。ともに入札による減額によるものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 54ページになります。

10款3項1目学校管理費1,400万円の減額補正です。これも浮羽中の耐震工事による入札減によるものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 10款4項2目文化財保護費、共済費40万8,000円の減、賃金130万円の減。減の理由といたしまして、臨時職員の自己都合により退職がございまして、その経過の間の減額です。また、嘱託職員につきましては、常勤の予定でございましたが非常勤

に変更になりました関係で、その分の賃金72万円を減額しております。11節需用費、印刷製本費、この内容につきましては、文化的景観の保存の計画書の作成を予定しておりましたが、文化庁との協議の中で延期と。調査後の作成ということになりましたので、減額をしております。

19節負担金、補助及び交付金につきまして、伝統的建造物群保存地区の補助金、本年度7件執行しておりますが、執行残で74万1,000円の減、町並み保存地区保存対策費補助金700万円の減。執行は1件で、もう1件、予定をしておりましたが、施主さんの都合で来年度に、28年度にずれ込んでおりますので、その分の減額で700万円の減。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 10款5項1目保健体育総務費、補正額56万円の減額。報酬、スポーツ推進委員報酬4人分。定員としては28名でございますが、24名の委嘱になっておりますので4名分——5万2,500円の4人分で21万円の減額。報償費、記念品代16万円、これにつきましては、毎年の事業の最後の事業、マラソン大会が執行終わりました、記念品代等の減額を執行残でしております。旅費、費用弁償、研修旅費、これにつきましては、スポーツ推進委員の研修会参加等の費用弁償と参加費、事業の執行が終わりましたので、執行残を計上しております。費用弁償15万円、研修旅費4万円の減額となっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧育費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 3目農業用施設災害復旧費50万円の減額補正でございます。内訳としましては、22節補償、補填及び賠償費50万円の減額補正でございます。理由といたしましては、工事用道路の立木補償をする予定でございましたが、工事用道路のルート変更により補償の必要がなくなったことにより、今回、減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 2目公共土木施設災害復旧費60万円の減額補正でございます。内訳としましては、14節使用料及び賃借料60万円の減額補正でございます。理由といたしましては、会計検査等で大量に図面等の資料を準備する予定でございますが、12月、1月の使用を踏まえて、今回、減額補正するものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 59ページをお願いいたします。

12款1項2目、公債費の利息でございます。補正額が50万4,000円でございます。これは、昨年度、新治団地の建設に伴います新規に借り入れた分の利息分の補正でございます。

続きまして、60ページをお願いいたします。

13款1項1目特別会計繰出金、補正額4,297万9,000円。内訳につきましては、国保会計への繰出金が4,481万6,000円、後期高齢者につきましては183万7,000円の減額でございます。

続きまして、14款1項1目予備費、補正額393万8,000円の減額でございます。歳入歳出の調整によるものでございます。

17ページに戻っていただくよう、お願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

10款1項1目地方交付税、補正額912万7,000円。普通交付税でございます。平成28年1月26日付で国のほうから追加交付の通知がありましたので補正するものでございます。

次の18ページをお願いいたします。

12款2項1目総務費負担金、補正額724万4,000円の減額でございます。これにつきましては、右の説明欄にあります3つの選挙が無投票になったため、負担金の減額でございます。

続きまして、2目民生費負担金565万9,000円の減額でございます。全て実績見込みによる減額でございます。

続きまして、19ページ、14款1項1目民生費国庫負担金。内訳につきましては、1節社会福祉費負担金、これにつきましては1億6,521万7,000円の増になります。国民健康保険基盤安定負担金から、2つ下の障害児施設措置費負担金につきましては、実績見込みによるものでございます。それから、その下の2つ、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費負担金、それから、それに伴います事務費につきましては、繰り越しで説明しましたように、今回、国の補正に伴います分でございます。続きまして、2節児童福祉費負担金1,516万2,000円の減額でございます。実績見込みによるものでございます。3節生活保護費負担金2,850万円の減額でございます。これにつきましても、実績見込みによるものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額1億3,404万8,000円でございます。これにつきましては、1節総務管理費負担金1億3,404万8,000円のうち、説明欄の一番上、社会保障・税番号制度システム整備費補助金95万円の減額につきましては、中間サーバーの整備費負担金が確定したことによる減額でございます。それから、その下6つにつきましては、今回、国の補正に伴う補正でございます。繰り越しによりまして、次年度に執行予定のものでございます。また、国に現在、申請中のものでもございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金、補正額414万9,000円でございます。内訳につきましては、1節社会福祉費補助金453万8,000円の減額でございます。実績見込みによるものでございます。2節児童福祉費補助金38万9,000円でございます。内訳につきましては、子ども・子育て支援交付金が15万1,000円の減額。実績見込みによるものでございます。それから、その下の、子どものための教育・保育事業費補助金につきましては、繰り越しのところでも申し上げましたように、国の補正によるものでございます。保育料の減額に伴いますシステムの改修関係の補助でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額が80万円の減額でございます。実績見込みによるものでございます。がん検診の実績見込みによるものでございます。

それから、6目消防費国庫補助金100万円の減額でございます。これにつきましても、実績見込みによるものでございます。社会資本整備総合交付金、住宅・建築物耐震改修工事関係でございます。

7目教育費国庫補助金121万6,000円の減額でございます。内訳につきましては、小学校校費補助金が237万7,000円の減額、中学校校費補助金が146万9,000円の増になっております。それから、これにつきましては、千年小学校体育館、それから浮羽中学校の校舎の耐震化工事の実績見込みによるものでございます。4節の社会教育費補助金30万8,000円の減額につきましては、国宝重要文化財等保存整備費補助金の減額です。埋蔵文化財の発掘調査の

実績によるものでございます。

続きまして、21ページ、14款3項1目総務費国庫委託金8,000円の減額でございます。自衛官募集の実績見込みによる減額でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金、補正額1,281万5,000円。内訳につきましては、1節社会福祉費負担金につきまして、5つの負担金の実績見込みによるものでございます。2節の児童福祉費負担金、これにつきましても、説明欄記載の2つの事業の実績見込みによる減額でございます。

続きまして、15款2項1目総務費県補助金、補正額1,608万6,000円の減額でございます。これにつきましては、総務管理費補助金といたしまして1,608万6,000円となっておりますけれども、1つは、公共施設防災拠点等再生可能エネルギー導入推進費補助金でございます。これは新川コミュニティセンターへの太陽光発電施設の決算見込みによる減額でございます。それから、再生可能エネルギー発電設備導入促進につきましては、藤波ダム小水力発電設置工事の今年度の実績によるものでございます。

続きまして、2目民生費県補助金、補正額143万8,000円の減額でございます。内訳につきましては、社会福祉費補助金が128万7,000円の減額。実績見込みによるものでございます。2節の児童福祉費補助金15万1,000円の減額についても、実績見込みによるものでございます。

続きまして、5目農林水産業費県補助金、補正額1,300万円。これにつきましては、担い手確保・経営強化支援事業交付金の国の補正によるTPP対策による国の補正に伴う増加でございます。

続きまして、7目消防費県補助金120万円の減額でございます。これにつきましても、木造住宅耐震改修費補助金の実績による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

24ページ、15款3項1目総務費県委託金でございます。48万2,000円の減額でございます。国勢調査費委託金の減額でございます。

次のページ、17款1項2目指定寄附金、補正額28万2,000円。内訳につきましては、1節総務費寄附金12万1,000円。うきは茶振興会からの寄附金でございます。これにつきましては、ペットボトル売り上げ1本当たり1円の寄附をいただいております。2節の災害見舞寄附金15万8,000円。これにつきましても、災害に対する見舞金は毎年いただいております。それから、3節民生費寄附金3,000円。一般の方からの福祉目的に寄附があった分でございます。

次のページをお願いいたします。

26ページ、18款2項1目財政調整基金繰入金、補正額1億320万円。内訳につきましては、財政調整基金が1億円の減額、それから山村地域振興基金が320万円の減額でございます。確定によるものでございます。財政調整基金については、調整による減額でございます。

続きまして、20款5項1目雑入、補正額177万8,000円でございます。内訳につきましては、広報紙の広告料につきまして、市のホームページにバナーの広告料を掲載しております。その分が48万円の増額、それから消防団員退職報償金のほうが225万8,000円の減額でございます。

続きまして、28ページでございます。

21款1項1目総務債でございます。補正額750万円でございます。これは、説明しましたように、情報システムセキュリティ強化に伴います補正の増加でございます。

3目土木債170万円の減額でございます。これにつきましては、1節の道路橋りょう債ということで、合併特例債ですけれども、国県道の負担金が確定したための減額でございます。

それから、5目教育債1,980万円の減額でございます。小学校債が420万円の減額、中学校債が1,560万円の減額でございます。これにつきましては、浮羽中学校、千年小学校の耐震化工事の関連に伴う減額でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、公債費、諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。

それでは、ここで総務課長より発言の申し出がっております。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 先ほど2款4項の選挙費のところでお答えできませんでした、三園議員の質問についてです。

うきは市船越財産区議会議員選挙の執行日が27年4月5日、大石堰土地改良区総代総選挙が9月14日、八龍財産区議会議員選挙が10月11日で、各それぞれの団体の全額負担でございます。最終の入金日、八龍財産区が一番最後ですが、1月12日に負担金を全額負担していただいております。この3選挙につきましては、当該団体全額負担で一般財源ゼロであります。収入の受け入れを確認して、今回、補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 続きまして、企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 先ほど三園議員からいただきました、温泉看板の入札日の関係についてお答えいたします。

第1回の入札を予定いたしましたのが2月2日でございます。2回目が2月19日でございます。当初予算に上げておったわけですがけれども、おくれました理由といたしましては、隣接します県道八女香春線、この工事が終わった段階で発注いたしましたので、この時期になったところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） これで議案第4号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩としたいと思います。3時35分より再開します。

午後3時18分休憩

-----  
午後3時34分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、再開します。

議案第12号平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） それでは、こちらの薄いほうの水色の表紙があります13ページをお願いいたします。

議案第12号平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算。

平成28年度うきは市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億278万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第2款保険給付費に計上した給付費等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

次に、予算に関する説明書——厚いほうですが、そちらのほうをお願いいたします。

171ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

1款1項一般被保険者国民健康保険税です。本年度予算額8億2,794万5,000円、1,830万4,000円の減でございます。詳細については、右のとおりでございます。医療給



付費分現年課税分5億7,670万7,000円でございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税2,627万1,000円、587万2,000円の減でございます。これにつきましては、大幅の減額につきましては、退職者医療制度は健康保険施行令等の一部改正によりまして、平成26年度までに退職被保険者となった者が前期高齢者65歳となるまでの経過措置を、5年をかけて廃止ということになります。28年度が2年目となります。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目1節現年度療養給付費等負担金7億4,941万4,000円、1,106万3,000円の減となっております。この分については、その年度の療養給付費等の見込み額並びに支払い基金からの前期高齢者交付金などを算出して計算をしております。

次のページをお願いいたします。

3款1項2目高額医療費共同事業負担金3,371万3,000円です。福岡県国民健康保険連合会試算による数字でございます。高額な医療に関する給付の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、医療費の規模に応じて市町村から拠出金を徴収し、市町村に対して80万円を超える医療費について交付金を交付する事業でございます。

3款2項1目財政調整交付金3億4,696万8,000円、2,075万9,000円の増でございます。市町村の財政負担能力を考慮して配分される国の交付金です。2節特別調整交付金2,966万3,000円につきましては2,000万円の増となっております。これにつきましては、結核・精神特別調整交付金が新たにふえたことによるものでございます。

4款1項1目退職者医療制度療養給付費交付金9,049万4,000円、5,122万9,000円の減でございます。これにつきましては、先ほど申しました退職医療の被保険者の療養給付が高額医療に見込んで算出しておりますが、退職医療については、5年を経過して廃止することになりますので、大幅な減少となっております。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目前期高齢者交付金9億804万5,000円、64万5,000円の増額です。これにつきましては、支払い基金からの交付金でございます。計算基礎としましては、65歳から74歳までの前期高齢者に該当する被保険者等の医療費が交付算定にとって大きく変動するものでございます。

次のページをお願いいたします。

6款2項1目都道府県財政調整交付金2億113万8,000円、274万4,000円の減でございます。この交付につきましては、都道府県レベルで行っており、医療費や所得の格差の調整や地域の実情に応じた市町村の国保財政安定のため交付されるものでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金1億2,338万8,000円、1,106万円の減でございます。福岡県国民健康保険団体連合会の試算によるものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金11億399万8,000円、1,215万2,000円の増額です。同じく、予算は福岡県国民健康保険団体連合会の試算によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目一般会計繰入金4億4,188万4,000円、2,128万円の増でございます。法定内繰り入れが3億3,316万1,000円、法定外繰り入れが1億872万3,000円です。これにつきましては、国保特別会計における医療費給付に対し、国保税及び国・県支出金等の財源として賄っておりますが、その中で法的に繰り入れることが認められた金額と合わせ、財源不足分を一般会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出です。

179ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、12節役務費、通信運搬費205万5,000円です。被保険者のいる世帯、約5,000世帯への保険証の郵便料が主な内容でございます。電算共同処理手数料109万8,000円です。連合会に医療費の計算処理を委託している手数料でございます。

13節委託料、調整交付金申請システム保守点検委託料261万6,000円です。国保事業状況報告書調整交付金システム等の保守点検でございます。これにつきましては、前年より207万6,000円の増となっております。増額の理由につきましては、新たに特別調整交付金、結核・精神に対応するため、結核・精神特別調整交付金申請支援システム、サービスシステムを導入する委託料240万円を計上していることによるものでございます。なお、これにつきましては、先ほど歳入で説明いたしましたが、特別財政調整交付金として2,000万円の歳入増が見込まれております。

レセプト点検事務委託料539万2,000円です。適切な医療費請求事務に向けての取り組みのための予算でございます。これにつきましては、毎月のレセプト約1万3,000件の点検をし、おかしい分について、全て審査差し戻し等を行っていただいております。これによりまして、適切な医療費請求等に向けて取り組みが推進をされているというふうと考えております。

1款1項2目19節県連合会負担金204万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

1款2項1目運営協議会費15万2,000円。運営協議会委員の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費24億4,588万7,000円、3,299万6,000円の増でございます。

2目退職被保険者等療養給付費9,924万1,000円、709万7,000円の減です。これにつきましては、退職医療については、5年の経過措置をかけて廃止となりますので、大幅な減となっております。

次のページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費3億2,504万2,000円です。110万9,000円の減でございます。

2目退職被保険者等高額療養費1,537万1,000円、947万8,000円の減です。これにつきましても、5年をかけて廃止になるため、大幅な減となっております。

2款3項は、移送費関係予算でございます。

184ページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金2,100万円。前年度と同額でございます。50件分を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2款5項1目葬祭費180万円。3万円の60件分でございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金4億6,521万9,000円、2,995万2,000円の減額でございます。

次に、189ページをお願いいたします。

6款1項1目介護納付金1億8,908万6,000円、1,628万8,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目高額医療費拠出金1億3,485万6,000円です。高額医療費の共同事業拠出金として支出するものでございます。高額療養費80万円を超える医療費が対象となります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金10億8,083万円、2,386万4,000円の減です。これにつきましては、国保連合会の見込み額によるものでございます。

次のページをお願いします。

8款1項1目特定健診等事業費3,316万3,000円です。359万2,000円の増となっております。これにつきましては、国民健康保険の40歳から74歳までの方を対象とした特定健診に係る事業費でございます。13節委託料2,488万3,000円につきましては、前年度より382万1,000円増となっております。これにつきましては、新たに心電図を加えたことによるものでございます。

8款2項1目保健事業費240万2,000円です。主なものとして、12節通信運搬費

144万5,000円は、医療費通知124万8,000円、それからジェネリック医薬品利用推進通知19万6,800円等でございます。

195ページをお願いいたします。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金450万円です。

196ページをお願いいたします。

12款1項1目予備費973万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 人件費に関して御説明をさせていただきます。予算に関する説明書の198ページでございます。

職員数につきましては、4名です。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で2,592万1,000円を計上させていただいております。前年度比較では39万7,000円減少しておりますが、主な要因は人事異動によるものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、171ページで、いわゆる国民健康保険税が、一般被保険者で1,830万4,000円、それから退職被保険者で587万2,000円ということで大幅に減額になってありますが、いわゆる加入者数というのはどのように見込んであるか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 一般被保険者国民健康保険税については8,584人、それから退職は267人でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、申された8,584人、一般が、退職が267、これ、前年度の予算と比較してどうなっているわけですか。前年比もお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 一般被保険者国民健康保険税につきましては、27年度は8,810人、退職者の分については310人でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） もう一度説明をいただきたいのが、今の171ページの2目の退職被保険者等国民健康保険税を絡め、ほかにもこの関連で、経過措置で5年で廃止と。2年目に

入ったという説明ですね。この廃止になる理由と、この制度について、もう一回説明をお願いできませんか。課長、後で簡単な資料でまとめてもらえばいいですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 後で、資料でお渡しします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 最初に、薄いほうの21ページをお願いいたします。

議案第13号平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成28年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,112万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

今度は、予算に関する説明書の207ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料1億8,733万4,000円、1,942万2,000円の減でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合で試算した保険料額でございます。

2目現年度普通徴収保険料9,858万9,000円、88万8,000円の増でございます。

3款1項1目一般会計繰入金1億5,418万6,000円、570万円の増でございます。このうち9,614万9,000円を一般会計の県支出金、それから基盤安定負担金として受け入れておりますので、実質の一般会計からの繰り入れ分としては5,803万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

5款2項1目でございます。保険料還付金及び加算金100万円でございます。

続きまして、歳出です。

210ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、7節賃金307万5,000円です。後期高齢者医療制度の円滑な運営をするための臨時職員の賃金でございます。12節役務費223万2,000円。後期高齢

者被保険者証の郵送代でございます。

1 款 2 項 1 目 徴 収 費、1 2 節 役 務 費 1 0 0 万 7, 0 0 0 円 の う ち 9 5 万 8, 0 0 0 円 に つ き ま し て は、保 険 料 の 決 定 通 知、変 更 通 知、そ れ か ら 催 促 通 知 の た め の 郵 便 料 で ご ざ い ま す。1 3 節 委 託 料 1 2 9 万 9, 0 0 0 円 は 電 算 機 器 保 守 点 検 委 託 料 で ご ざ い ま す。1 4 節 使 用 料 及 び 賃 借 料 1 2 9 万 4, 0 0 0 円。後 期 高 齢 者 徴 収 シ ス テ ム の 借 上 料 で ご ざ い ま す。

次 に、2 1 2 ペ ー ジ を お 願 い い た し ま す。

2 款 1 項 1 目 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金 4 億 2, 3 0 6 万 1, 0 0 0 円 で す。1, 4 8 4 万 3, 0 0 0 円 の 減 と な っ て お り ま す が、こ れ に つ き ま し て は、連 合 会 は 平 成 2 8、2 9 年 度 の 保 険 料 算 出 に 当 た っ て、2 6、2 7 年 度 の 保 険 財 政 収 支 に 係 る 余 剰 金 を 活 用 し ま し て、今 回、保 険 料 を 減 額 し た こ と に よ る も の で ご ざ い ま す。

3 款 1 項 1 目 保 険 料 還 付 金 及 び 加 算 金 1 0 0 万 円 で す。

2 1 5 ペ ー ジ を お 願 い い た し ま す。

4 款 1 項 1 目 予 備 費 2 0 3 万 4, 0 0 0 円 で ご ざ い ま す。

以 上 で す。

○ 議 長 ( 岩 佐 達 郎 君 ) 総 務 課 長。

○ 総 務 課 長 ( 石 井 好 貴 君 ) 職 員 の 人 件 費 に つ い て 御 説 明 を さ せ て い た だ き ま す。予 算 に 関 す る 説 明 書 の 2 1 6 ペ ー ジ で ご ざ い ま す。

職 員 数 に つ き ま し て は、1 名 で す。給 与 費、退 職 手 当 組 合 負 担 金、共 済 費、合 計 で 5 3 6 万 1, 0 0 0 円 を 見 込 ん で 計 上 し て お り ま す。前 年 度 比 較 で は 3 6 万 円 の 増 加 を 見 込 ん で お り ま す。主 な 要 因 は 給 与 改 定 等 に よ る も の で ご ざ い ま す。

以 上 で す。

○ 議 長 ( 岩 佐 達 郎 君 ) 説 明 が 終 わ り ま し た。

こ れ よ り 質 疑 を 行 い ま す。質 疑 は あ り ま せ ん か。1 3 番、三 園 議 員。

○ 議 員 ( 1 3 番 三 園 三 次 郎 君 ) ま ず、後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 で あ り ま す け れ ど も、2 0 7 ペ ー ジ で 特 別 徴 収 保 険 料 と い う の が あ り ま す。前 年 度 が 2 億 6 7 5 万 6, 0 0 0 円 と。前 年 度 に 比 較 し ま す と 1, 9 4 2 万 2, 0 0 0 円 減 額 に な っ て あ り ま す。と ころ が、後 期 高 齢 者 に つ い て は、当 初 予 算 が 2 億 6 7 5 万 6, 0 0 0 円 だ っ た け れ ど も、先 ほ ど の 補 正 で、こ れ は 2, 7 7 0 万 8, 0 0 0 円 減 額 し た わ け な ん で す よ。し た が っ て、そ う し ま す と、前 年 度 は 実 際 に は 1 億 7, 9 0 4 万 8, 0 0 0 円 に な り ま す け ど も、そ れ よ り も 2 0 0 万 円 ほ ど 多 く 見 て い る と い う こ と に な り ま す け れ ど も、こ れ に つ い て は、ど の よ う な 計 算 で こ う な っ て い る の か で す ね。ま た 補 正 で 落 と す か ら そ う い う こ と に な っ て い る の か で す ね。前 年 度 と 余 り 実 態 が 激 し 過 ぎ る も ん で す か ら、お 願 い し た い と い い ま す。

それから、一般会計からの繰り入れというのが全部入っているわけですね。国民健康保険も後期高齢者も。あとの住宅新築は入りませんが、むしろ簡易水道とか特別会計は全て一般会計から繰り入れが入ってありますが、これは企画財政のほうでしょうか、一般会計繰り入れの中で、法定繰り入れと、それから法定外繰り入れの一覧表をつくって皆さん方に渡してもらえんだろうかと思いますが、これについての回答をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 後期高齢者の保険料につきましては、先ほど歳出のほうで納付金のほうでも申し上げたんですが、1つには、この保険料の算定に当たっては、2年度で計算しております。連合のほうです。26、27年度が同保険税率でございまして、今度は28、29の2年分を今回、保険税の率等をします。今回については、非常に福岡県は保険料が高いと、全国一ということもあって、26、27年度の余剰金を使って、28、29年度は下げると。保険料を下げるというような措置をするようになっております。そういった形で保険料については減になっているというところがございます。補正で修正したことによるものではございません。

それから、後期高齢者につきましては、一般会計繰入金につきましては、全て法定内でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いや、私が申し上げているのは、補正で何だじゃなくて、実際が27年度は、この特別徴収保険料というのが少なくなったわけですよ。1億7,900万円になっているわけですね、27年度実績がですよ。それに持ってきて、1億8,733万4,000円というのは徴収の見過ぎじゃないですかということを質問しているわけですよ。27年度よりも徴収率が上がっているからですよ。徴収金額がですね。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） この保険料の算定に当たっては、県が県全体の総人数、そういったものを、人口を把握して、そういった所得水準とか、そういったものを把握して、案分して各市町村に示した金額でございますので、その年、その年度で変わるものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃ、1点お尋ねをいたします。

本議会の初日の総務産業常任委員会の徴収対策室の関係で御報告を申し上げました、閉会中の調査で。それで、御報告をいたしましたのは、徴収事務の一元化——徴収対策の一元化ですね。平成28年度において、保育料と後期高齢者医療事業を行う予定ということで所管のほうから明確にございましたから、そのとおり報告をいたしました。

それで、市民生活課長のほうが、1つの徴収対策のほうの一元化の仕組みに入ると思うんです

けれども、課長としての対応というのは、どういうふうに具体的に来年度予算ですけども、その対応はどう考えておられるのか、その打ち合わせがなさっているのかどうか、それを、明確に答えをしたいのと。

もう一つは、国保が29年度に県の事務に移管するという話ですね。これは後期高齢者も、これは同時にそういうことになるんですか。それもあわせて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（段野 弘美君） 後期高齢者と保育料の滞納システムの追加改修につきましては、2月15日に開催しました第2回債権管理対策委員会において、委員の市民生活課長も出席のもと、滞納システムの追加改修することで確認をしたところです。これから先につきましては、内部の事務処理について、係長レベルでシステムの改修について打ち合わせをやるようにしております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 後期高齢は、国保のように平成30年度から県に移行するのかわという御質問だと思います。国保だけでございます。後期は今のところ、このままでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（重富 孝治君） 最初に、薄いほうの水色をお願いいたします。25ページでございます。

議案第14号平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

平成28年度うきは市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,446万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

次に、予算に関する説明書の225ページをお願いいたします。

歳入からです。

1款1項1目住宅新築資金等県補助金13万円、うち、償還金利子補給金10万円、償還推進助成事業費補助金3万円です。



2款1項1目繰越金2,100万円。前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

3款3項1目貸付金元利収入333万3,000円、1節元金収入223万7,000円、2節  
利子収入18万円です。

次に、227ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費1万9,000円、旅費、消耗品、口座振替手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目元金207万2,000円。償還元金です。

2目利子22万円。償還の利子分でございます。

次のページ、3款1項1目予備費2,215万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 226ページですけれども、住宅新築資金の貸付金利子の滞納  
額ですね、滞納繰越分が91万6,000円ということですが、これ、去年と全く変わってない  
が、じゃあ、いわゆる去年の予算で上げておって、全く収入がなかったということでしょうか。  
91万6,000円ですね。ということになると、いわゆる1年間かけても全く入れてないとい  
うことで、これ、何件あるのかですね。滞納。その実態について報告を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 滞納につきましては、現在3名ございます。金額にいたしまし  
て、2月末現在708万1,152円が滞納となっております。これにつきましては、3名とも  
分割分納誓約して、分納で滞納分について納付をしていただいております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号平成28年度うきは市立自動車学校特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 予算書の29ページをお開きください。

議案第15号平成28年度うきは市立自動車学校特別会計予算。

平成28年度うきは市立自動車学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,545万  
4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

中身につきましては、予算に関する説明書の233ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入予算でございますが、1款1項1目使用料、土地建物使用料につきましては、学校敷地内に置いてます自動販売機の敷地の借上料をいただいております。

それから、1款2項1目手数料収入、これは1節の検定手数料、2節の運転適性検査手数料の金額でございますが、平成28年度につきましては、二輪、原付につきましては、前年度と同じ数字を見込んでおりますが、普通自動車につきましては、420名の27年度の目標から、430名、10名上げたところで予定をしているところでございます。その関係で、手数料につきましては若干アップになっているところでございます。3節の初心運転者講習手数料につきましては、これは免許取得後1年以内に3点以上の点数を引かれた者に対して、県警のほうから自動車学校の指定をして講習を受けさせるものでございまして、前年度と同じ内容で計上をしているところでございます。

続きまして、1款3項1目授業料収入でございますが、入学申込金、それから技能教習料、次のページの夜間割増、学科教習料、補習教習料とも、普通自動車を10名、目標を上げている関係で、前年度比較269万8,000円の増額予定としております。

それから、2款1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金の財産運用収入でございます。

次に、3款1項1目財政調整基金繰入金でございます。これは、昨年の12月の補正で了解をいただきました債務負担、いわゆるマニュアル車——教習のマニュアル車9台分の契約につきまして1,858万5,000円の債務負担の承認をいただきまして1月に契約をいたしました。その分と、もう一つ、送迎車——送迎車につきましては現在、後でまた詳しく説明しますが、1台につきまして42万キロを走破している車がございまして、これの買いかえを予定しております。この分の財政調整基金からの繰入金額を当初2,093万5,000円予定しておりましたが、マニュアル車の購入実績が1月に契約をしておりまして実績が出ておりますので、この分が約500万円ほど安く購入できたということで1,588万9,000円を財政基金から繰り入れる予定にしているところでございます。

次のページ、繰越金につきましては、今のところ100万円で計上させてもらっております。

それから、5款2項1目の受託事業収入ですが、仮運転免許事務受託事業、それから高齢者講習業務受託事業、原付講習業務受託事業、この3つにつきましては、県警のほうから委託を受け

で行っている講習でございます。仮運転免許につきましては、先ほど申し上げた430名を基礎に仮免の試験を行う手数料として、それから原付につきましては、昨年度と同数の原付を行う予定として計上しております。高齢者講習につきましては、年々数が伸びておりますけれども、講習の回数にも限度がございますが、若干こちらのほうも伸びが出ております。この関係で、前年度比86万7,000円の増額を予定しているところでございます。

それから、5款3項1目雑入でございますが、これにつきましては、右側のほうに上げております。大体ほとんど前年度と同額程度の予定で上げているところでございます。

次に、237ページ、歳出の欄でございます。

まず、1款1項1目総務管理費1億474万4,000円を計上しております。前年度比較からしますと、大きく972万3,000円ふえているところでございます。これは、初日に総務産業委員会のほうからも報告していただきましたように、現在抱えている自動車学校の1つの課題といたしまして、今後の人材育成について、新規に新しい指導員を育成していきたいということで、今2名の指導員の募集をかけているところでございます。募集期間は既に終わりました、今、選考作業をやっているところでございますが、まだ確定しておりませんので、今のところ人数等はわかりませんが、2名を予定しているところでございます。

この関係で、給料、職員諸手当、共済費、それから賃金につきましては、事務職員につきましても、自動車学校の事務職員として臨時職員1名募集をかけておまして、この分が1人ふえる。今現在、臨時職員は指導員の方が臨時職員として今、来ていただいておりますけれども、2名になるということで、この分で賃金がふえております。この関係でほとんど人件費でございますけれども、ふえているという状況でございます。

それから、次のページでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、ことし——去年なかったもので公舎借上料48万円でございます。これは、自動車学校の職員——実は私なんですけれども、公舎をお借りしておまして、この分の借上料につきまして、学校負担ということで年間の公舎の借上料をここに計上をしているところでございます。

それから、次の239ページをおあげください。

1款2項1目事業費のほうでございます。事業費全体で4,513万8,000円、前年度比較1,094万7,000円の増額となっております。

これにつきましては、まず増額の関係から御説明をいたしますと、中段よりちょっと下のほうにあります18節の備品購入費でございます。1,552万5,000円、これは先ほど基金繰り入れのところから少し御説明しましたけれども、教習車のマニュアル車9台の購入と送迎車1台の購入費用を上げております。マニュアル車につきましては、先ほど申し上げましたように確定額

で1,330万1,000円が一応確定をしているところです。残りの227万円相当額を送迎車——現在は、送迎車はマイクロバス24名乗り、それからハイエース15名乗りが1台、14名乗りが2台、計4台で運用しておりますけれども、全部の車が満席で走り回るとことはほとんどありませんので、今回は8名乗りを予定しております、これをうまく活用しながら送迎をやっていききたいということで、小型化したものを計画しているところでございます。

それから、次の19節の負担金、補助及び交付金でございますが、研修会等負担金、これ、昨年よりも26万3,000円ほどふえております。31万9,000円で上げておりますけど、26万3,000円ふやさせていただいております。これは、茨城県にあります中央研修所、そちらのほうに職員を2名研修のほうで派遣したいと。これは現在、高齢者講習を今、職員の輪番制でやっておりますけれども、職員が不足をしているということで、新しく高齢者講習の指導ができる職員を育成するということと、熟練の指導員の養成講習に1人ということで、研修会の負担金を2人分、ここで上げさせていただきます。

あとは、241ページの最後でございますけれども、予備費として557万2,000円。昨年より若干少なくなっておりますけど、計上させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 職員の人件費について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の242ページでございます。

職員数につきましては、校長の説明もありましたように、1名増加を見込んで17名です。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で9,380万7,000円を計上させていただきます。前年度比較では654万1,000円の増加を見込んでおります。主な要因は、今後を見据えての教習指導員の確保に伴う人員増によるものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。所管ですが、何か聞きたいことですか。

○議員（13番 三園三次郎君） 所管ですから、委員会付託されて、お尋ねしたいと思いますけれども、それ前に準備していただきたいと思うのがあるわけ。つまり、今までは臨時職員給料表というのは、議会には諮ってなかったわけなんです。今まではどういう給与の格付でやっておったのかですね。以前の、27年までの給与表を出していただくとありがたいと思います。

それから、収入のほうでありますけれども、今の校長の説明では、二輪は前年と同じということですから、たしか80だろうと思いますが、普通車では430で本年は計上しているというこ

とありますが、これの内訳ですね。例えば審査というのがありますもんですから、審査が何名とか、そういうのをあらかじめ委員会で審査をしたいと思いますので、その書類を準備していただくとありがたいと思います。

ここに、239ページで事業費というのが出ているわけなんですよ。3,419万1,000円ですね。これは自動車の購入費が入ってますから3,400万円ですけども、自動車の購入費を差し引きますと1,866万6,000円です。とにかく収入の10%ぐらいで運営がなされている状況である、事業費はですよ。収入の10%が大体、事業費ですね。それから、あとの90%は、いわゆる学校費ということになるわけ。

全国で13校、公立の自動車学校がありました。全て廃校もしくは民間委託にした大きな理由は、人件費でやっていけないわけなんですよ。公立ということになりますと、地方公務員法で、人事院勧告で給料が上がっていくわけですね。今こそ2.3%カットということですが、たしか39年だったと思いますが、29.8%という人勧があったんですよ。29.8%ということになりますと、4月にさかのぼってですからね。つまり、給料以上の人勧の差額を払わなきゃならんというようなことになりまして、非常に人件費が高騰したもんですから、46年に自動車学校の縮小を図ったわけ。というのは、職員を減らして、そして、あとは臨時でいこうということ。

その目的は、ほかの学校がやってありますように、固定給プラス歩合給ですね、そういう制度を取り入れようということでありましたけど、それを取り入れんままずと来たでしょう。以前は嘱託職員、例えば学科の法令指導員あたりは、大体3割カット、給料の3割カットで採用をやるというようなことでのいできたわけ。46年からですね。

今はどういう状況で臨時職員というのが採用されているのか全くわかってありませんもんですから、それらを委員会が開会されるときに資料として出していただきますようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君）自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一朗君） まず、私の説明が悪かったかもしれませんが、239ページの事業費のところですけど、3,419万1,000円から1,800万円お引きになりましたけれど、本年度の4,513万8,000円から1,800万円、いわゆる前年度よりも1,800万円ふえているというのが本来のことしの数字でございます。

その中で、今回につきましては、需用費とか役務費のほうで昨年度よりも100万円とか、そういった形で減額をして見直しをして1,000万円に抑えているというのが1つのこの表のあらわし方になっておりますので、3,400万円の去年の数字からお引きになれますと、かな

りの差が出てきますので、そこはちょっと御訂正を願いたいと思います。

それから、先ほど430名の入校者予定のほかに審査があるんじゃないかということでしたけど、審査は今のところ10名で積算をしているところでございます。

あとの、給与表はどれを使っているかにつきましては、委員会のときに御提出をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号平成28年度うきは市簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 薄いほうの予算書の35ページをよろしくお願いします。

議案第16号平成28年度うきは市簡易水道事業特別会計予算。

平成28年度うきは市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,079万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は500万円と定める。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

分厚いほうの予算に関する説明書をお願いします。251ページになります。

歳入、1款1項1目簡易水道使用料、1節簡易水道使用料、現年の分として773万7,000円、滞納繰越分として15万5,000円を計上しています。

次のページをお願いします。

3款1項1節一般会計繰入金として800万円を計上しております。

3款2項1目財政調整基金繰入金として300万円を計上しております。

歳出のほうをよろしくをお願いします。254ページになります。

歳出、1款1項1目一般管理費といたしまして311万6,000円を計上しております。内容といたしましては、13節委託料280万8,000円です。こちらにつきましては、事業認可届出書作成委託料となっております。

次の255ページをお願いします。

1款2項1目施設維持管理費といたしまして1,046万7,000円を計上しています。内容としましては、鷹取・富永各簡易水道の維持管理費でございます。15節の工事請負費につま

しては、水量計測装置の取りかえ工事費といたしまして399万4,000円を計上しております。水量計の耐用年数を超える個数といたしましては、85個を交換ということでございます。以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これも所管になりますけれども、1点だけ。

254ページで、委託料の280万8,000円というのが水道事業認可届出書と。これはどこに出す届出書でしょうか。水道法では、いわゆる5,000人未満を簡易水道といっているわけですね。法律で決まっているわけ。だから、5,000人を超えますと、これは本格的な上水道事業ということになります。しかし、水道法の第6条では、厚生労働大臣の認可を受けなきゃならないということになっているわけなので、これは申請なんです。第7条で、認可の申請をするには——この届け出というのどこに出すのかお願いしたいと思います。あとは委員会でお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） そちらも所管のほうでお答えいたしたいと思います。済みません、失礼します。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと基本的なことありますので。

27年度当初予算の審議の折に、ここにはっきりメモがあるんですが、平成29年度に料金の改定を検討ということでもあります。審議会とありますが、予算にそういう審議会の報酬等も一切顔を出しておりませんが、28年度じゃなくて、その関係がどうなってるのか確認をさせていただいて委員会のほうに持ち込みたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 水道料金の改定につきましては、うきは市下水道等推進事業審議会の中で、その「等」の中で、この簡易水道についても審議をするというふうになっております。消費税が上がりますもので、28年度にこの下水道もあわせて、下水道等推進事業審議会の中で簡易水道料金についても諮問をするという形をとらせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第17号平成28年度うきは市下水道事業特別会計予算を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 薄いほうの予算書41ページをよろしくお願いします。

議案第17号平成28年度うきは市下水道事業特別会計予算。

平成28年度うきは市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,186万9,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

次、済みません、予算に関する説明書のほうの261ページをよろしくお願いします。

歳入、1款1項1目公共下水道事業分担金2,849万1,000円。内訳といたしましては、1節現年度分として2,771万4,000円、2節滞納繰越分として77万7,000円を計上しております。

2款1項1目公共下水道施設使用料3億4,128万4,000円。内訳といたしましては、第1節現年度分として3億3,922万円、2節滞納繰越分として206万4,000円を計上しています。

2目土地建物使用料、吉井浄化センター、メガソーラーの土地使用料として249万9,000円を計上しております。

次ページをよろしくお願いします。

3款1項1目下水道費国庫補助金、社会資本整備総合交付金として400万円を計上しております。基幹工事の設計委託の合計800万円の2分の1の国庫補助となっております。

4款1項1目1節一般会計繰入金として6億9,400万円を計上しております。

続きまして、歳出のほうでございます。

265ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費として8,811万円を計上しております。

267ページをお願いします。

施設維持管理費といたしまして2億4,723万3,000円を計上しております。主な内訳といたしましては、13節委託料の浄化センター管理委託料7,207万円、汚泥処理委託料とし



て1億238万7,000円。これらにつきましては、浮羽、吉井、屋部浄化センターの維持管理費及び汚泥処理費でございます。

続きまして、269ページをよろしく申し上げます。

2款1項1目公共下水道建設費といたしまして9,297万1,000円を計上しております。主な内容といたしましては、13節の設計委託料といたしまして2,000万円を計上しております。内容につきましては、吉井処理区の事業計画変更の設計委託の委託料でございます。15節工事請負費、こちらにつきましては、管渠工事費として4,960万円を計上しております。

次のページをよろしく申し上げます。

3款1項1目23節償還金、利子及び割引料といたしまして、市債元金で4億7,532万8,000円、2目で市債利子として2億1,850万7,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 職員の人件費について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書272ページでございます。

職員数につきましては、6名です。公共下水道建設費の減少等を踏まえまして配置職員数の見直しを行った結果、2名の減で計上させていただいております。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で4,261万6,000円を計上させていただいております。前年度比較では1,367万6,000円減少しておりますが、主な要因は配置職員数の減少によるものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 先ほどの審議会のことは、下水にも出てまいりません。消費税が10%上がるのは来年の4月ですね。それに間に合うようにということになりますが、そこ、確認です。さっきの答弁とちょっと話が違っているようです。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 265ページの8節報償費、役員等謝礼27万円、こちらのほうで支弁する予定でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 269ページですね、吉井処理区事業計画変更委託料2,000万円。これ、載っているんですかね、説明書に。これはどういうことなのか、わかり

やすくお願いしたいと思います。もう一基つくるのか。それと、15節の工事費が昨年度からかなり減りました。大体これで公共下水道事業の工事は一応終了なのか。私道のところは残るでしょうけど。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） まず、1点目の吉井処理区事業計画変更委託料というところでございます。

これは吉井処理区の全体的な計画を、高田・今泉の農集の分、それから屋部の処理場の分等々を含めて、全てを事業計画変更に乗せて県に申請していくという流れの詳しい設計の委託料でございます。

2点目の、事業進捗の件でございますけども、今のところ、来年度は国の補助、要は国補助の分につきましては、工事費で市費が400万円で国が400万円の、合わせて800万円ぐらいの工事しかございません。あとは私道の分、それから残りにつきましては、まだ一応どうなるかわかりませんが、鷹取工業団地の下水の分と、あと、若干うちの市道の、場所的には流川なんですけども、市道の改良を行ってございまして、その改良が終わらないと、まだ改良する前にしてしまうと無駄になるというところで、その部分が残っているところがございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） ということは、屋部のと今泉のとが一緒になるということですか。公共。処理場に。そういう理解でいいですか。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） そういう方向で今、動いているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第18号平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 予算書47ページをよろしく申し上げます。

議案第18号平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算。

平成28年度うきは市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,930万3,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は500万円と定める。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

予算に関する説明書の283ページをよろしく申し上げます。

歳入、2款1項1目農業集落排水施設使用料、1節現年度分といたしまして487万7,000円を計上しております。2節滞納繰越分といたしまして4万8,000円を計上しております。

次ページをよろしく申し上げます。

3款1項1目1節一般会計繰入金として2,200万円を計上しております。

歳出のほうをよろしく申し上げます。

予算に関する説明書286ページをよろしく申し上げます。

歳出、1款1項1目一般管理費として621万6,000円を計上いたしております。内容としては、職員給与及び一般事務経費でございます。

次のページをよろしく申し上げます。

1款2項1目施設維持管理費として793万9,000円を計上しております。内容といたしましては、13節に記載しております汚泥処理委託料の100万5,000円でございます。こちらにつきましては、高田・今泉の浄化センターの分の処理委託料でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 職員の人件費について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書290ページでございます。

職員数につきましては、1名です。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で604万2,000円を計上させていただいております。前年度比較では12万9,000円増加しておりますが、主な要因は昇給等を見込んでいるものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 予算書53ページをよろしく申し上げます。

議案第19号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算。

平成28年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,304万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

予算に関する説明書301ページをよろしく申し上げます。

歳入、1款1項1目浄化槽整備事業分担金78万1,000円、内容といたしましては、現年分、7基分として77万円、2節として、滞納繰越分として1万1,000円を計上しております。

2款1項1目浄化槽施設使用料1,271万6,000円。内訳といたしましては、1節現年度分として1,268万2,000円、2節滞納繰越分といたしまして3万4,000円を計上しております。

次のページをよろしく申し上げます。

3款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業費補助金、循環型社会形成推進交付金として、7人槽7基分として245万3,000円を計上しております。交付金は工事費の3分の1となっております。

4款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業費県補助金として、7人槽7基分として54万7,000円を計上しています。補助金は事業費の7.5%となっております。

次のページ、6款1項1目一般会計繰入金として、浄化槽の増加により、施設管理費の増加に対応すべく増額いたしまして3,000万円を計上しております。

歳出予算でございます。

305ページをよろしく申し上げます。

1款1項1目管理費として668万円を計上しております。内容といたしましては、人件費及び事務経費でございます。

次のページをよろしく申し上げます。

1 款 2 項 1 目施設維持管理費でございます。2,969 万 9,000 円を計上しております。内容といたしましては、13 節の委託料、浄化槽清掃管理委託料といたしまして 2,836 万 5,000 円を計上しております。

次のページでございます。

2 款 1 項 1 目浄化槽建設費として 751 万 2,000 円を計上しております。内訳といたしましては、15 節工事請負費 730 万 1,000 円。7 人槽 7 基分を想定して計上しております。以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 職員の人件費について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書 310 ページでございます。

職員数につきましては、1 名でございます。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で 531 万 2,000 円を計上させていただいております。前年度比較では 25 万 3,000 円増加しておりますが、主な要因は給与改定等によるものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、市民生活課長より発言の申し出がっております。許可します。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 先ほど国民健康保険特別会計予算で江藤議員より、退職者医療制度についての件でございます。

退職者医療につきましては、65 歳未満で厚生年金、共済年金などの年金を受けており、加入期間が 20 年以上、40 歳以降 10 年以上の方が退職医療の対象となります。この退職医療制度につきましては、平成 20 年度から前期高齢者——これは 65 歳から 74 歳でございます、の医療に関して、各医療保険者間で財政の調整を行うことになったことが決まりました。これに伴いまして廃止となったわけでございます。

ただ、平成 20 年代前半において、いわゆる団塊の世代の退職者が急増することが見込まれることから、国保財政への影響を勘案して、平成 26 年度までにおける 65 歳未満の退職者を対象として、退職者医療の医療制度を計画的に 5 年間存続させるものでございます。

以上です。（発言する者あり）資料をまたお配りいたします。

---

## 日程第 6. 議案の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案は、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時54分散会

---